

(案)

第6期

伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

伊勢原市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	3
2 法律・制度の動向	4
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者数等の推移	11
2 障がい者相談の状況	15

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	19
2 基本視点	20
3 基本目標	21
4 施策の体系図	24

第4章 障がい者計画

目標1 お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる	29
目標2 障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる	37
目標3 ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる.....	48
目標4 バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる	65

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本指針	73
2 障がい福祉計画（障害福祉サービス等の見込量と確保策）	76
3 障がい児福祉計画（障害児通所支援等の見込量と確保策）	107

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備	117
2 計画の推進管理	118

資料編

1 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会設置要綱	123
2 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会名簿	125
3 計画策定の経過	126
4 用語解説	129

○「障がい」の表記について

「害」の字表記については、法令や法令上の規定、団体名などの固有名詞に漢字表記が使用されている場合を除き、原則ひらがなで記載しています。

○用語解説について

「専門用語等には、「_____」下線を付し「5 用語解説」としてとりまとめました。

第1章

計画の概要

本市では、前計画（平成30年度から令和2年度までの計画期間）において「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

国における近年の障がい福祉制度の経緯を見ると、多様化・増大化する障がい福祉ニーズへ対応するため、平成15年に行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者がサービスを選択できる仕組みである支援費制度へと大きく転換し、また、平成18年に3障がい共通の制度となる「障害者自立支援法」が、平成25年に難病患者等を対象者に加えるとともに、地域社会における共生の実現を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、さらには、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、こうした法整備により障がいのある方をめぐる制度の充実が図られてきました。

しかし、障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生し、多くの方々に衝撃と不安を与えました。事件から4年が経過しましたが、あのような事件を二度と繰り返してはいけないという強い思いを持って、神奈川県において策定した「共に生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に努め、共生社会の実現を目指す必要があります。

そして、障がいのある人が、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、複雑化する相談内容に対応するための体制づくりや、経済的な自立と社会参加を支援するための障がい者雇用の促進など、環境づくりを推進していく必要があります。

障がい者をめぐる環境が大きく変化する中で、ノーマライゼーションの理念は確実に浸透してきています。一方で障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が自らの意思により、地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、行政の担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。元号が「令和」に変わり、新たな時代を迎えたところで、新型コロナウイルスの蔓延により新たな生活スタイルへの転換も求められています。こうした社会情勢、ニーズの変化等を踏まえるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方も活用しながら、本市は、ここに「第6期伊勢原市障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がい者施策の推進を図ります。

●平成17（2005）年4月「発達障害者支援法」の施行

発達障がい の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行なう体制の整備など

●平成18（2006）年4月「障害者自立支援法」の施行

身体障がい、知的障がい、精神障がい の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など

●平成18（2006）年12月「バリアフリー法」の施行

（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など

●平成18（2006）年12月「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など

●平成19（2007）年9月「障害者権利条約」に署名

（障がい者の権利に関する条約）

障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定など

●平成23（2011）年8月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など

●平成24（2012）年10月「障害者虐待防止法」の施行

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など

●平成25（2013）年4月「障害者総合支援法」の施行

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。

【一部平成26（2014）年4月施行】

●平成25（2013）年4月「障害者優先調達推進法」の施行

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど

●平成26（2014）年1月「障害者権利条約」批准

署名から約7年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、日本は140番目の締結国となりました。

●平成28（2016）年4月「障害者差別解消法」の施行

（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど

●平成28（2016）年4月「改正障害者雇用促進法」の一部施行

（障害者の雇用の促進等に関する法律）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなど

●平成28（2016）年5月「成年後見制度利用促進法」の施行

（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

成年後見制度の利用の促進について、基本的な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するなど

●平成28（2016）年8月「改正発達障害者支援法」の施行

「社会的障壁」の除去、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うなど

●平成30（2018）年4月「改正障害者総合支援法」の施行

自立生活援助や職場定着支援など新規事業の創設など

●平成30（2018）年4月「改正児童福祉法」の施行

障害児支援のニーズの多様化に対応するため障害児福祉計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進するなど

(1) 法制度における位置付け

障がい者計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく計画であり、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画として定めるものです。

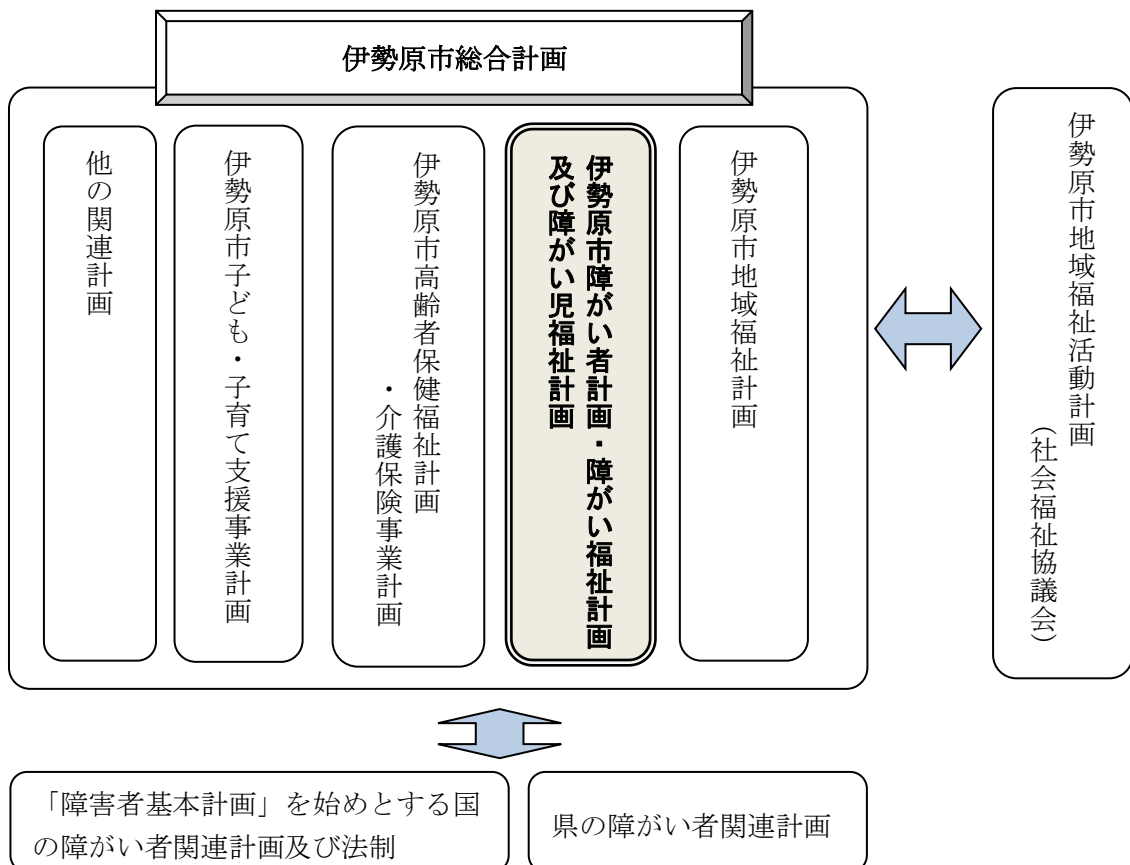
また、障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく計画であり、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他業務の円滑実施に関する計画として定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は、本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 本市の計画体系における位置付け

この計画は、本市のまちづくりの方向性を示した総合計画を踏まえつつ策定する計画であり、保健福祉関連の計画郡の中であって、本市の障がい者施策に関する個別の計画として位置付けられるものです。



4

計画の期間

障がい者に対する施策全体に関する「障がい者計画」及び障害福祉サービスの提供等に関する「障がい福祉計画」並びに障害児通所支援の提供等に関する「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とします。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間】

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国	障害者基本計画	第2次					第3次					第4次						
	かながわ障害者計画	第1期					第2期					第3期						
県	障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期											
	障害児福祉計画												第1期	第2期				
	障がい者計画	第2期					第3期	第4期	第5期	第6期								
市	障がい福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期											
	障がい児福祉計画												第1期	第2期				
	障がい者計画	第2期					第3期	第4期	第5期	第6期								

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

本市における保健福祉行政の調査及び審議機関として、市内関係機関や関係団体の代表者や学識経験者等により組織されており、この計画の策定について総合的な審議を行いました。

(2) 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会（策定委員会）

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会として位置付けられ、障がい者を含む市民、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により組織されており、この計画の具体的な取組及び計画内容について協議、検討を行いました。

(3) 実態・意向調査の実施**<障がい者福祉についての意識調査>**

① 一般市民調査

対象者 15歳以上の一般市民
 配付 989件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 453件 回収率 45.8%
 実施 令和2年6月

② 障がい当事者調査

対象者 障がい者及びその家族
 配付 986件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 539件 回収率 54.6%
 実施 令和2年6月

<障害福祉サービスについての利用実態調査>

対象者 障害福祉サービス利用者
 配付 936件(障がい者 620件 障がい児 316件)
 回収 508件 回収率 54.2%
 実施 令和2年6月

(4) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和2年12月15日号の「広報いせはら」にパブリックコメントの実施及び閲覧場所を掲載するとともに、市のホームページに掲載し、令和2年12月21日から令和3年1月20日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

第2章

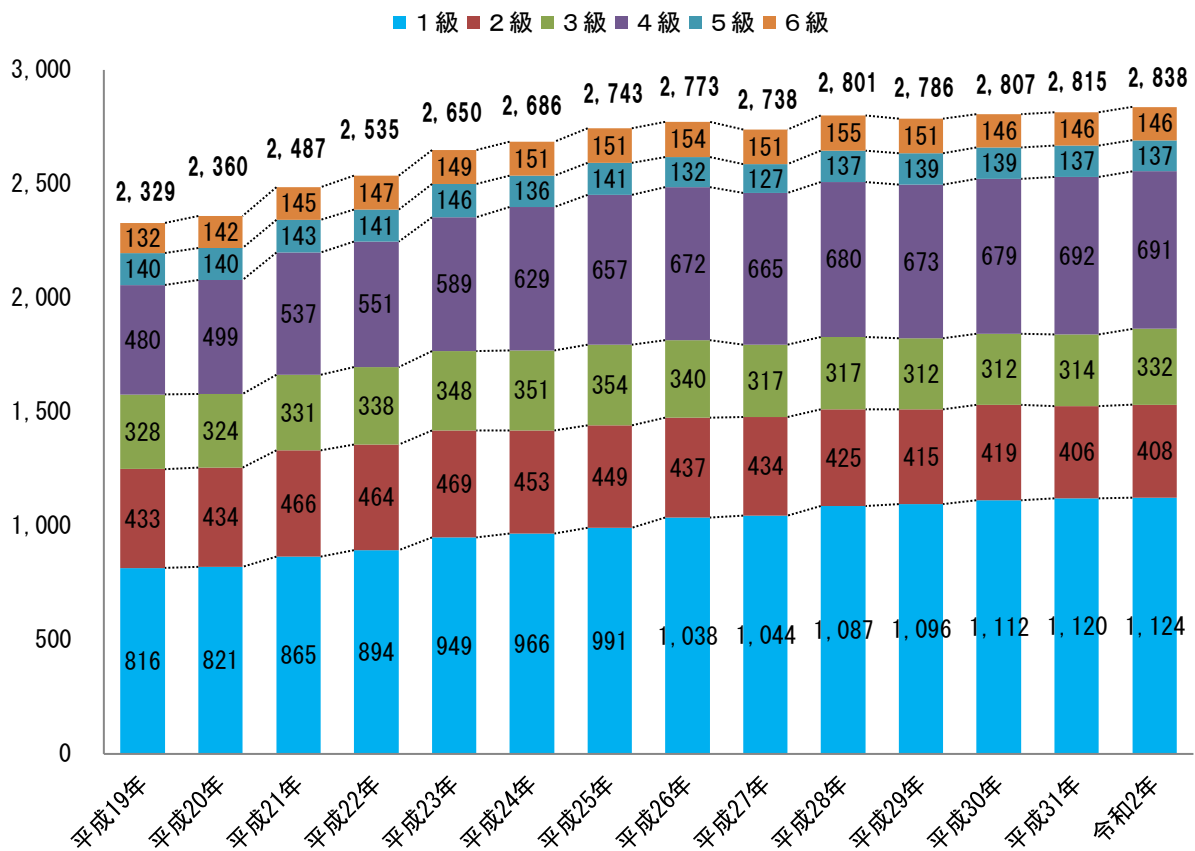
障がい者を取り巻く現状

障がい者数等の推移

(1) 身体障がい者数の推移（身体障害者手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

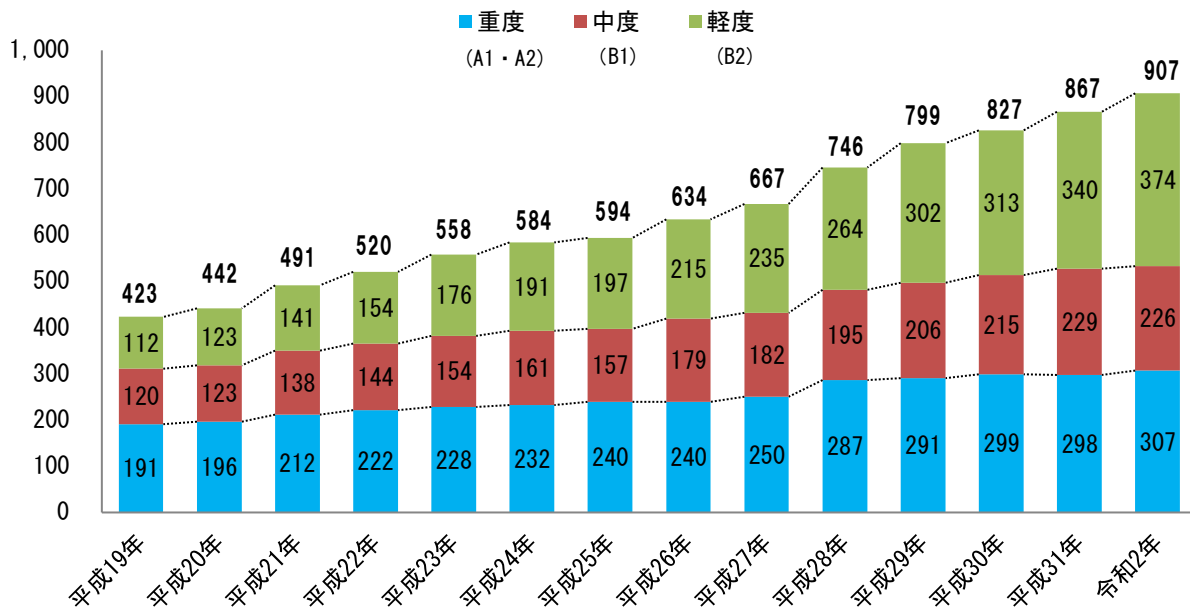
手帳交付者数は、平成26年以降は大きな変動はなくほぼ横ばい状態です。年齢別にみると、65歳以上の身体障がい者数は、平成29年1,926人（69.13%）より、令和2年1,991人（70.15%）と1.02ポイント増加していることより、より一層高齢化の傾向となっています。



(2) 知的障がい者数の推移（療育手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

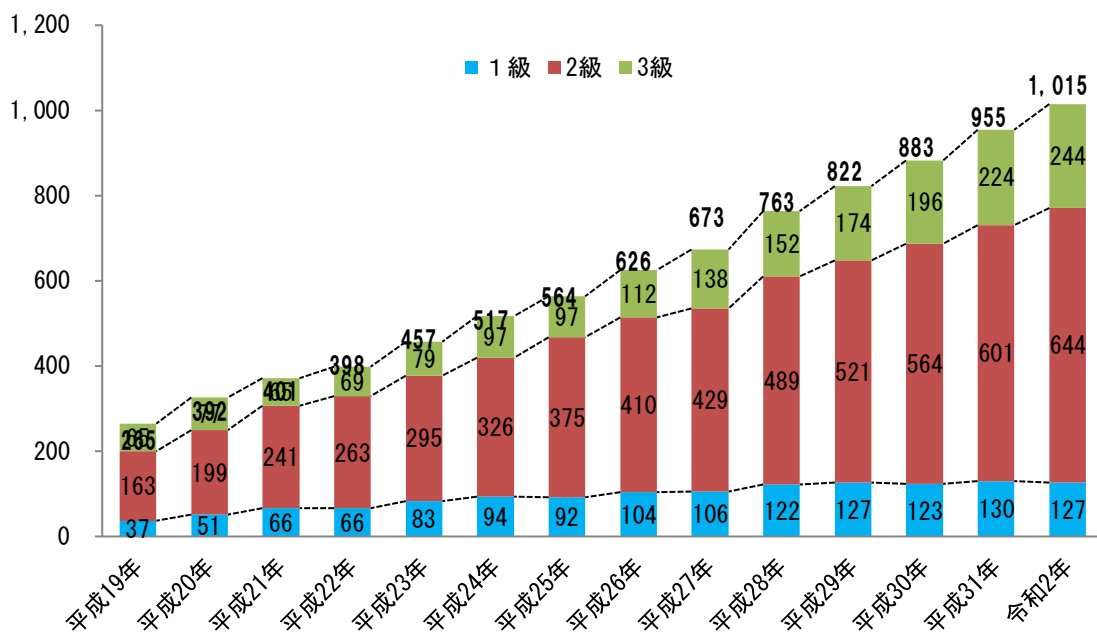
手帳交付者数は、全体的に増加傾向にあり、平成29年以降、毎年「重度」が平均5人増、「中度」が平均7人増に対し、「軽度」は平均27人増と大きく増加しています。



(3) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

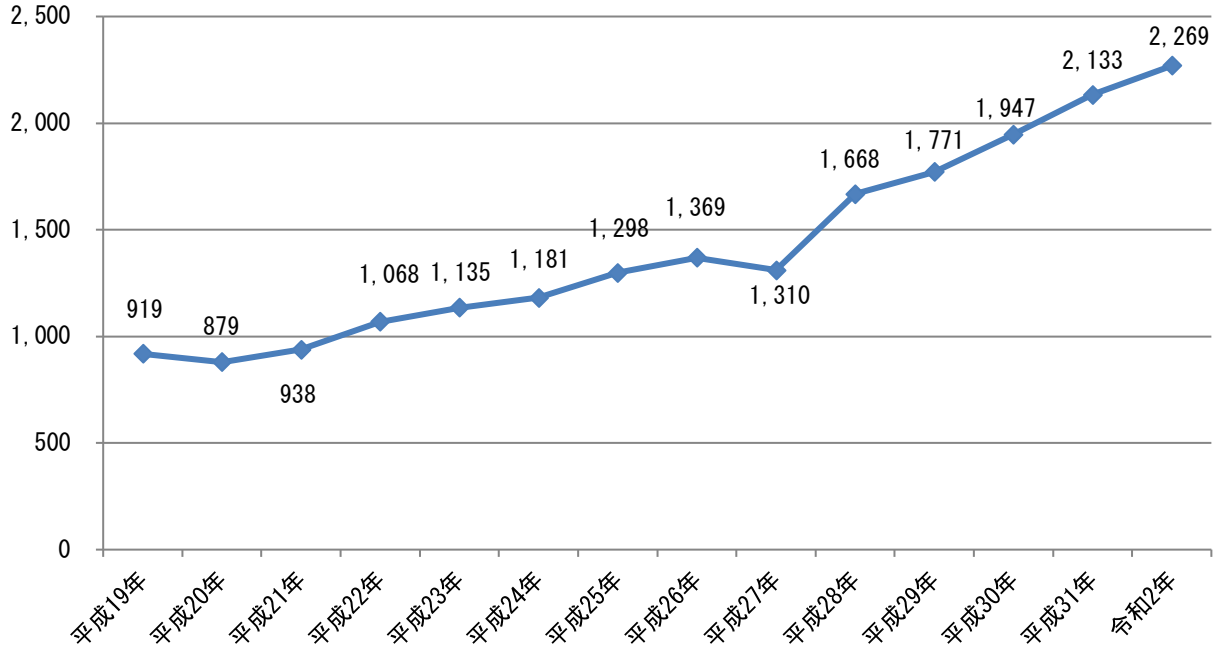
平成7年度に創設された制度であり、手帳交付者数は、制度の普及とともに、大幅な増加が続いています。他の障害者手帳に比べ毎年平均63人増と、最も大きく増加しています。



(4) 自立支援医療（精神通院）医療受給者証の交付件数

(各年4月1日現在)

平成18年度に創設された制度であり、交付件数は、平成29年1,771人より、令和2年2,269人と498人増加し、約1.3倍となっています。年齢別に見ると、令和2年では40歳代が全体の27.1%、次いで50歳代が20.4%、次いで30歳代が16.7%の順となっています。

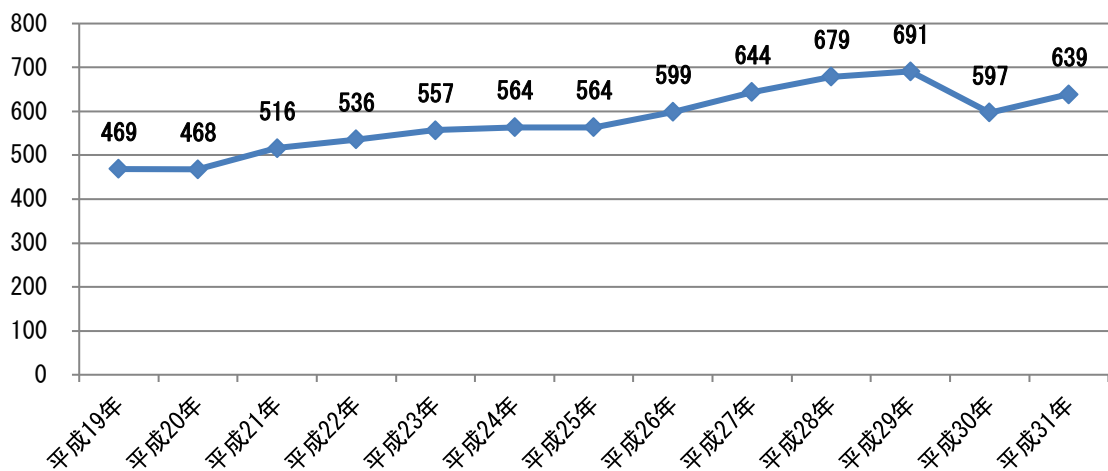


(5) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付数

(各年4月1日現在)

平成27年1月1日では対象疾病が110種類でしたが、その後順次拡大され、令和元年7月1日では333疾病を指定しています。受給者証交付数については、ほぼ横ばいで推移しています。

特定医療費医療受給者証交付数（伊勢原市民）



2

障がい者相談の状況

(1) 障がい者相談の推移

平成24年4月より障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方に「サービス等利用計画」を作成することになったことをきっかけに、相談件数が年々増加しており、平成28年度と比較して平成31年度では約2倍となっています。なかでも「児童」の相談件数は、3.4倍となっています。

(年度件)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
身体障がい	318	468	683	580	699	1,043	1,265	1,172
重症心身障がい	10	16	40	39	40	54	53	79
知的障がい	836	1,485	2,272	2,366	2,560	3,102	4,852	3,920
精神障がい	1,214	1,668	2,227	2,524	2,797	2,960	3,464	3,881
発達障がい	92	48	27	60	91	164	203	314
高次脳機能障がい	39	8	24	60	93	76	77	173
児童	818	1,238	2,870	2,624	1,984	3,300	2,952	6,783
その他	97	50	53	63	69	109	64	85
合計	3,424	4,981	8,196	8,316	8,333	10,808	12,930	16,407

(2) 支援方法の推移

平成28年度では「電話」「関係機関調整」「来所」の順であったが、平成30年度以降は、「電話」「関係機関調整」「訪問」となっており、相談支援専門員等が訪問対応するなど、丁寧な相談支援を行っている状況がうかがえます。

(年度件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
訪問	733	1,489	1,953	2,303	2,273	2,577	3,318	4,464
来所	1,824	2,863	3,244	2,751	2,617	2,988	2,915	2,994
同行	225	282	306	394	367	346	368	445
電話	2,435	4,053	5,396	5,677	6,741	6,218	7,389	10,735
メール	27	58	160	163	192	249	219	259
個別支援会議	264	358	387	428	415	503	474	505
関係機関調整	1,623	4,958	6,143	5,297	5,808	6,105	6,833	6,090
その他	39	13	34	16	22	43	48	94
	7,170	14,074	17,623	17,029	18,435	19,029	21,564	25,586

(3) 相談内容の推移

「福祉サービス」「健康医療」「就労」に関する相談は、年々増加傾向にあります。急激な増加がみられるのは「家族関係・人間関係」「生活技術」に関する相談で、平成28年度と比較して平成31年度では約4倍となっており、福祉サービスの利用だけでなく、生活全般に関する相談へと相談内容の広がりがみられます。

(年度件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
福祉サービスの利用に関する支援	3,290	7,998	11,292	10,659	10,910	13,357	15,682	19,298
障害や病状理解に関する支援	599	502	530	664	831	1,195	971	1,794
健康医療に関する支援	465	1,494	1,727	2,072	3,145	5,177	5,180	5,950
不安解消・情緒安定に関する支援	798	672	707	758	679	1,325	1,256	1,913
保育教育に関する支援	421	439	1,166	1,095	799	1,065	1,149	1,093
家族関係人間関係に関する支援	329	558	789	914	1,232	3,214	3,747	4,986
家計・経済に関する支援	306	605	731	738	849	1,568	1,814	2,335
生活技術に関する支援	337	522	559	744	720	1,711	2,021	2,797
就労に関する支援	345	714	776	708	856	1,458	1,398	2,012
社会参加・余暇活動に関する支援	75	46	291	212	266	426	669	889
権利擁護に関する支援	95	213	237	303	254	373	259	408
その他	767	920	627	178	192	325	254	461
	7,827	14,683	19,432	19,045	20,733	31,194	34,400	43,936

第3章

計画の基本的な考え方

**障がいのある人もない人も、
共に考え、支え合い、
安心して暮らせるまち いせはら**

障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現することが求められています。

特に、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人もない人も一人ひとりがかげがえのない存在であることを大切にして、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組むことが重要です。

伊勢原市は「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまちいせはら」を基本理念として、障がい当事者の参画を図りながら、障がい者の多様性が尊重され、自らの能力を最大限発揮できるよう、障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活を支援していきます。

基本的視点 1 : 障がい者の人権の尊重

障がいのある人もない人も、共に生きる地域づくりを推進するため、障がいを理由とする差別や偏見の解消や虐待の防止、成年後見制度の利用促進等障がい者の権利擁護を推進します。

基本的視点 2 : 障がい者の自己選択・自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことができるよう、意思決定の支援を行います。

基本的視点 3 : 当事者本位の総合的な支援

乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各分野の有機的な連携の下施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

基本的視点 4 : 障がい特性等に配慮した支援

障がい特性等に配慮し、障がい者一人ひとりに寄り添った支援が提供できるよう各種施策の充実と多様化を図ります。

基本的視点 5 : 暮らしやすさの向上

年齢や障がいのあるなしに関わらず、誰でも必要とする情報を簡単に入手し、利用できるようにするため、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設、設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさの向上を図ります。

3

基本目標

この計画では、基本理念を実現していくために、4つの基本目標を設定し、施策展開を図ります。

【4つの基本目標】

- (1) 全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる
- (2) 障がいのある人もない人も、共に暮らし、支え合うまちをつくる
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる
- (4) バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

基本目標1：全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

あらゆる機会や情報媒体を通し、障がい福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人もない人も一人ひとりがかげがいのない存在であることを大切にして、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域社会をつくります。

また、障がいのある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障がいのある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

基本目標2：障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、ボランティアの育成を図る等、地域の人々の協力体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が地域の一員として、生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

さらに、障がいのある人は災害時に様々な困難に直面することが考えられるため、地域の人々と関係機関が一体となった支援体制を構築します。

基本目標 3 : ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

障がいのある人が自分に適したサービスを自ら選択し、決定できるよう、個々の障がい特性等に配慮した意思決定支援を行い、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各分野の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

基本目標 4 : バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

障がいのある人が、地域の中で、生き生きと活動していくためには、社会への参加を制約している様々な障壁を取り除き、ソフト、ハード面の両面にわたる社会のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者等が安心して地域で生活が送れるまちづくりを推進します。

4

施策の体系図

基本理念

障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら

基本視点

障がい者の人権の尊重

障がい者の自己選択・自己決定の尊重及び意思決定の支援

当事者本位の総合的な支援

障がい特性等に配慮した支援

暮らしやすさの向上

基本目標

(1) 全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

(2) 障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

(4) バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

施策の方向

基本施策

1 理解と協力の促進

① 相互理解の促進

2 人権の尊重

- ① 権利擁護の推進
- ② 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ③ 虐待の防止

1 地域ぐるみの協力体制の充実

- ① 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の充実
- ② 地域の支え合い活動の推進

2 文化活動・レクリエーション・
スポーツ等の振興

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② レクリエーション・スポーツ等の推進

3 防災・防犯・緊急時の支援体制の充実

- ① 防災・緊急時対策の推進
- ② 防犯体制の充実

1 情報提供・相談支援体制の充実

- ① 情報提供の充実
- ② 相談支援体制の充実

2 地域生活を支えるサービスの充実

- ① 地域生活支援サービスの充実：障がい福祉計画
- ② 障がい児・発達に不安のある子どもの療育、保育、
教育、福祉体制の充実：障がい児福祉計画
- ③ 就労への支援
- ④ 外出への支援
- ⑤ 経済的自立への支援

3 健康づくり

① 保健・医療の充実

1 暮らしの場の確立

- ① 住まいの場の整備
- ② 障がい者施設の整備

2 福祉のまちづくりの推進

- ① 利用しやすい施設づくり
- ② 道路交通環境の整備

第4章

障がい者計画

基本目標 1

お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

施策の方向 1：理解と協力の促進

●● 現状と課題 ●●

近年、ノーマライゼーション理念（障がいのある人もない人も、全て人として一般社会の中で普通の生活が送れるように共に生活するのが当たり前であるという考え方）が普及し、障がいのある人への理解は着実に進んできています。

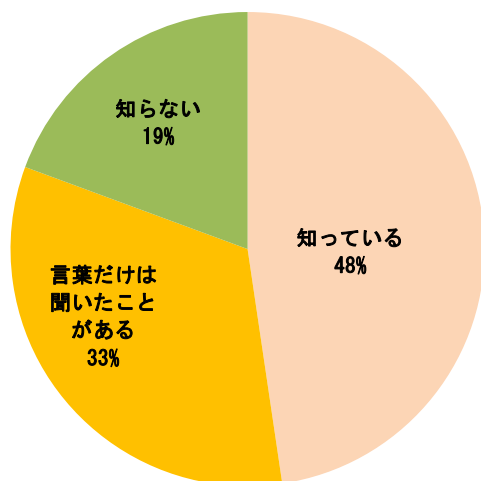
障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、障がいへの理解は不可欠です。これまでも、「障害者週間」などを通じて、交流の機会を設けてきましたが、障がいへの理解はまだまだ不十分です。

共生社会の実現にむけて、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で気軽に集まり、お互いに情報交換をしたり、相談し合えるような集いの場や機会を提供することが必要です。

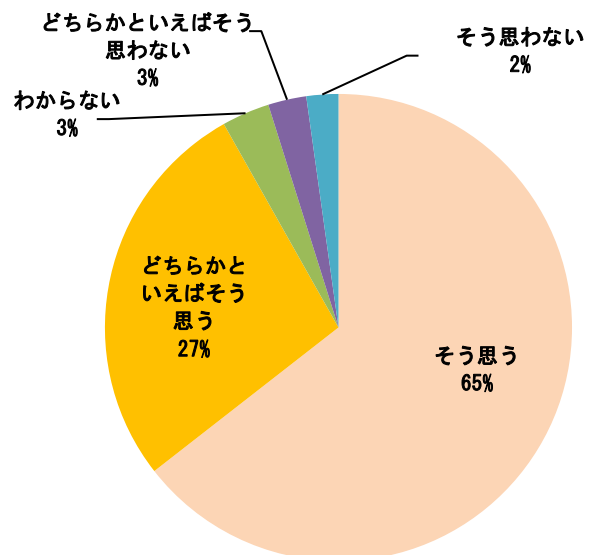
【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（一般市民）】

問1 「共生社会」という考え方について



問2 「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について



問1「共生社会」という考え方を知っているかとの問いには、48%の人が「知っている」と回答しており、前回調査時より5.3ポイント増加となっている。また、問2「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方についてどう思うかについては、92%の人が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、前回調査時より3.2ポイント増加。平成28年7月26日、津久井やまゆり園の事件をきっかけに神奈川県では「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、様々な取り組みを行ってきたことにより、前回調査時と比較し、障がいへの理解が更に一般的なものへと浸透してきたものと推測される。

【基本施策① 相互理解の促進】

障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。

小中学校においては、インクルーシブ教育を推進し、学校、家庭、地域との連携の下での障がい者理解についての人権教育の推進に努めます。

また、障がいのある人同士や、障がいのある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
街頭キャンペーンの実施	障がい者理解の促進を目的に「障害者週間」である12月3日から9日までの間、啓発活動の一環として街頭キャンペーンを実施します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
障がい者福祉施設等の製品販売場所の設置	市役所一階ロビーに障がい者福祉施設等の製品を販売する場所を提供し、障がい者の就労機会の拡大及び販売等を通じて障がい者と地域住民との交流の場を提供します。	障がい福祉課
障がい者スポーツ大会の実施	スポーツやレクリエーションを通じ、障がいに対する市民の理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施します。	障がい福祉課
障がい者自立更生・援護功労者に対する表彰及び啓発	障がい者の自立更生意欲を高めるとともに、障がい者への理解を推進するため、自立更生者・援護功労者に対する表彰を行います。	障がい福祉課
ふれあい福祉まつりの実施	障がい者と地域住民とが交流する場として「すこやか園」及び「地域作業所ドリーム」において福祉まつりを実施します。	障がい福祉課
福祉作文の募集	福祉作文を通して社会における連帯感と思いやりや助け合いの意識の向上を図るため、市内小中学生を対象として福祉作文募集事業を実施します。	福祉総務課
福祉展の開催	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課
人権研修への職員派遣	職員研修の一環として人権・同和団体主催の講演会等に職員を派遣します。	人権・広聴相談課

主な事業	内 容	主管課
人権啓発講演会の開催	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重し合えるよう、人権について考える人権啓発講演会を開催します。	人権・広聴相談課
人権教育研修会等への教職員の派遣・人権啓発講演会の開催	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課
人権教育の実施	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	教育指導課
<u>インクルーシブ教育</u> の推進	障がいのあるなしにかかわらず、学校生活の中で互いを理解しながら社会性・思いやりの心を育むために、学校教職員への研修会等を開催します。	教育指導課
人権セミナーの開催	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課

施策の方向 2 : 人権の尊重

●● 現状と課題 ●●

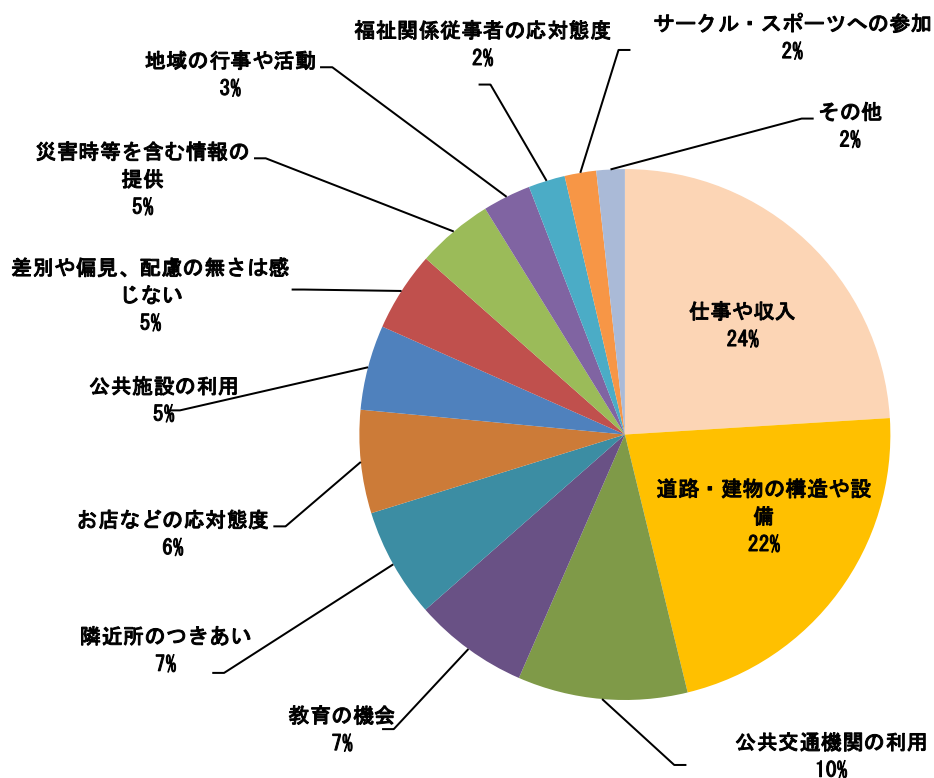
障がいのあるなしにかかわらず、だれもが安心して暮らせる社会が求められており、障がい者本人が自ら生活の在り方を選択し、行動できる環境を整える必要があります。

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行等、法制度の整備は進んでいますが、障がいがあることでイベントの参加を断られる、仕事量を減らされる、シロシロ見られるなど嫌な思いをする方は未だに多くいらっしゃいます。引き続き様々な機会や場所において、障がい者が、個人によって異なる障害の程度等に合わせた配慮や支援が得られるように、障がい者理解を深めるための取組を丁寧にそして着実に進めていくことが重要となります。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（一般市民）】

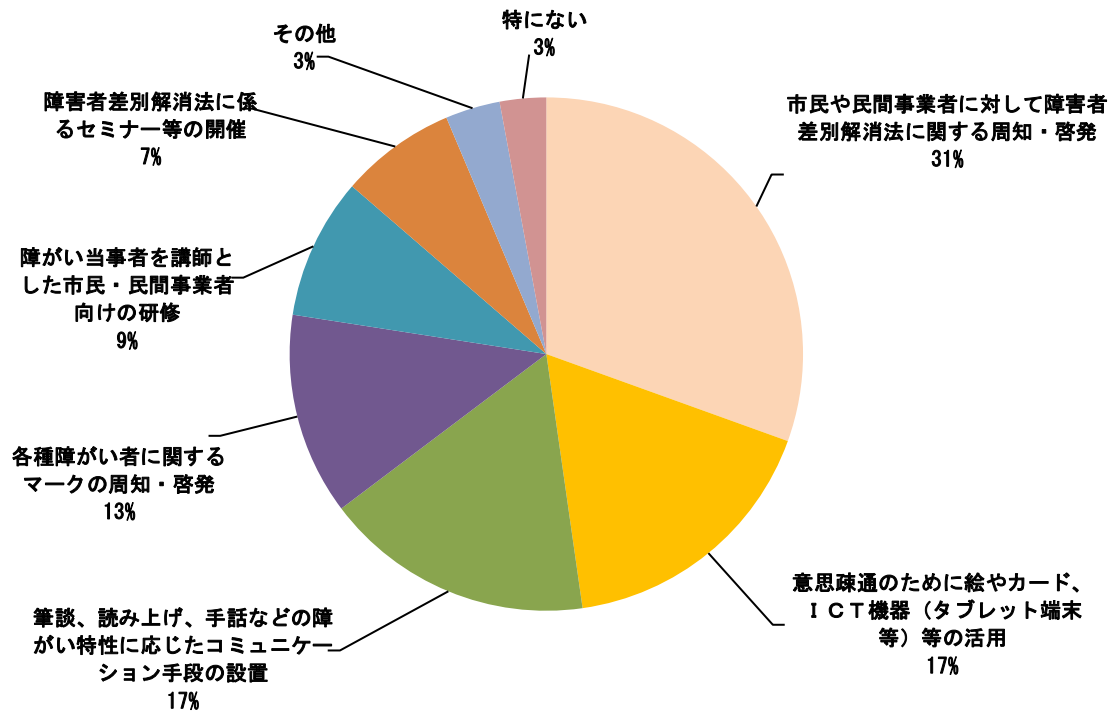
問6 差別や偏見、配慮の無さを感じるところがあるか



「今の地域社会の中で差別や偏見または配慮の無さを感じる場所は」との問いに対して、24%の人が「仕事や収入」と回答しており、前回調査時より増えている状況にあります。

【市民意識調査（一般市民）】

問8 合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思えますか



前回調査時は「障がい者差別に関する周知・啓発」、「障がい特性に応じたコミュニケーション手段の設置」、「障がい当事者を講師とした市民・民間事業者向け研修」の順であったが、「障がい者差別に関する周知・啓発」、「意思疎通のために絵やカード、ICT機器（タブレット端末等）等の活用」、「障がい特性に応じたコミュニケーション手段の設置」の順となり、意思疎通支援の充実について関心が高いことが推測される。

【障がい福祉サービス利用実態調査】

- ・小さな頃から障がいの有無関係なしに共に同じ場所で過ごし成長していく事で、偏見や差別は減らせると思う。
- ・「周りから変な目で見られて恥ずかしい」と思うってしまうなど、親が子どもを差別しなくてはいけない現状がある。みんなが共に暮らせる町にして欲しい。

【基本施策① 権利擁護の推進】

障がい者の権利が擁護され安心して地域で生活が送れるよう、相談体制の充実及び福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、成年後見・権利擁護推進センター等の事業を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業	サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの利用促進	成年後見・権利擁護推進センターを運営するとともに、その利用促進に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
市民後見人の育成と活動支援	増加する成年後見ニーズに対応するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域福祉の推進の観点から市民後見人を育成します。	福祉総務課 社会福祉協議会
人権相談	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課

【基本施策② 障がい者を理由とする差別の解消の推進】

人権に関する啓発事業を継続するとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において障がい者等の差別に関する課題整理を行い、相談体制の整備及び啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
人権研修への職員派遣 【再掲】	職員研修の一環として人権・同和団体主催の講演会等に職員を派遣します。	人権・広聴相談課
障害者差別解消法の普及啓発	障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広く市民の理解を深めるため、啓発活動や研修会等を実施します。	障がい福祉課
障がい者差別に関する相談窓口の設置	障がい者差別に関する相談窓口を障がい福祉課に設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。また、相談窓口の周知に努めます。	障がい福祉課
市職員に対する障がい等の理解の促進	障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するとともに、障がい及び障がい者に関する理解を促進するため、市職員を対象とした研修を実施します。	職員課
人権啓発講演会の開催 【再掲】	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重し合えるよう、人権について考える人権啓発講演会を開催します。	人権・広聴相談課
人権教育研修会等への教職員の派遣・人権啓発講演会の開催	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課
人権教育の実施 【再掲】	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	教育指導課

主な事業	内 容	主管課
人権セミナーの開催 【再掲】	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課
人権相談【再掲】	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課

【基本施策③ 虐待の防止】

虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のための関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
人権相談【再掲】	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課
障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止センターを設置し、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び障がい者虐待を防止する普及啓発活動を実施します。	障がい福祉課
高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの運営	高齢者及び障害者虐待防止ネットワークにおいて、虐待に関する地域課題の検討及び虐待の防止、予防、早期発見のための啓発活動や研修会等を実施します。	障がい福祉課 介護高齢課
児童虐待防止事業	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童の虐待防止に関する取組（要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待に対する対応、児童虐待防止のための研修会等の開催）を実施します。	子ども家庭相談課

基本目標2

障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

施策の方向1：地域ぐるみの協力体制の充実

●● 現状と課題 ●●

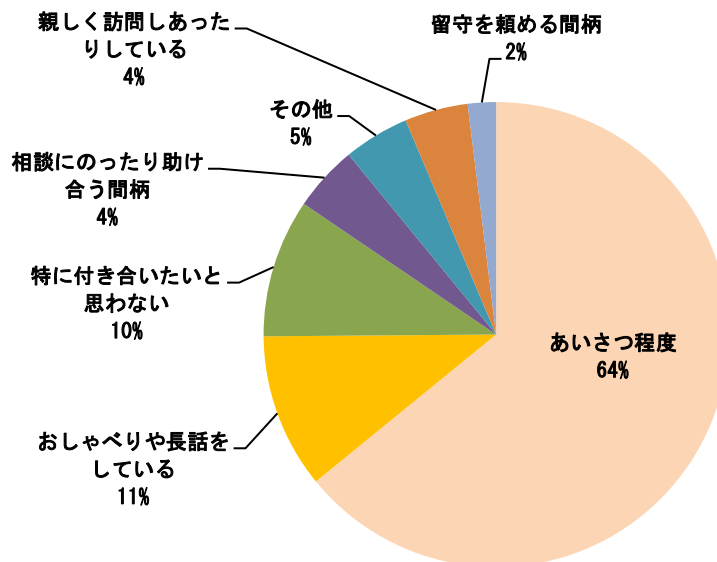
障がいへの理解は着実に進んでいます。難病や内部障がい、精神障がいや発達障がい等外見からはわからない障がいもあり、誤解や偏見で周りの人に理解されにくい側面があります。

障がい者の地域移行が推進されている中、障がい者が地域で生活するためには、地域の人々の理解が必要不可欠となります。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（障がい者）】

問22 普段近所の方とはどのようにお付き合いしていますか



前回調査時と変わらず「あいさつ程度」が64%と一番多く、10%が「特に付き合いたいと思わない」と回答しており、前回調査時より4.9ポイント増加、回答者の障がい種別は、精神障がい者が50.8%となっている。

【基本施策① 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の充実】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の各専門部会の取組を充実し、機能を強化し、地域の実態や課題等の情報を共有し、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の開発、地域課題の解決に向けた協議を行い、幅広く情報提供の充実に図ります。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会との連携	湘南西部圏域内の3市2町と情報交換を行い、近隣の地域課題を把握し、その解決に向け連携した取組を行います。また、必要に応じて、神奈川県自立支援協議会へ課題等の提案を行います。	障がい福祉課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障がい福祉課

■専門部会における取組

1 相談支援部会

障がいのある人及びその家族が利用しやすいサービス等が地域で提供されるように、相談支援事業者の視点で地域における課題検討や情報共有を行い、関係機関同士のネットワークづくりを目指します。

2 権利擁護部会

虐待等権利侵害事案への対応、金銭管理や契約などの経済活動の支援、日常生活のなかの自己決定の保障など、障がいのある人が地域で暮らす上で生活の基盤をなす仕組みづくりについて検討を行います。

3 こども支援部会

障がいや発達に不安がある子どもがその子らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりについて検討を行います。

4 災害時支援部会

障がい者が安心して地域生活が続けられるよう、災害時に備えて障がい者自らが防災意識を高め、また、地域において障がい者を速やかに避難させ、又は支援するためのネットワークづくりについて検討を行います。

5 就労支援部会

地域における障がい者の就労に係る課題の把握及び今後の取組の方向性について検討を行います。

6 精神障がい者支援部会

社会的入院、社会的入所等を解消し、精神障がい者が安心して地域で自分らしい暮らしが実現するための取組について検討します。

7 当事者部会

障がい者が安心して地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、障がい当事者の視点で情報交換や課題検討を行い、障がい種別を問わない当事者間のネットワークづくりを目指します。

<伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会組織図>

湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会（年3回開催）



伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（年3回開催）

障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について、全体会で確認し、協議、検討を行います。

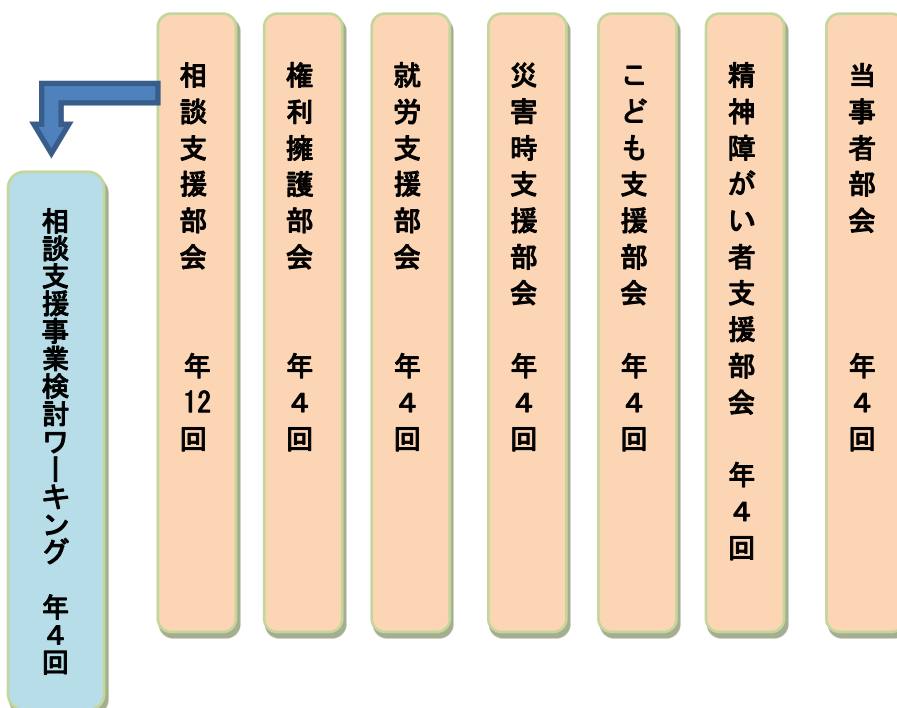
- ◆各専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等について、全体での協議検討
- ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定、点検、評価
- ◆困難事例への対応の在り方について
- ◆その他地域の障害福祉について検討すべき事項について

企画運営会議（年3回開催）

企画運営会議は、協議会会長、副会長及び各専門部会の部会長で組織され、協議会全体の運営等について協議、検討を行います。

- ◆各部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等についてのまとめ
- ◆協議会運営について
- ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の策定、点検、評価

各専門部会（年4～12回）



【当事者部会取組について】

伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会では、障がい当事者との意見交換を行う場として、平成26（2014）年度から「当事者部会」を設置しました。肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者等をメンバーとして、年4回を基本に部会活動を行っています。

■主な活動内容

障がい者施策に関する意見交換、当事者発表会の実施、民生委員児童委員協議会研修会講師、市総合防災訓練要援護者支援訓練講師、障害者週間街頭キャンペーンへの参加、まちづくり点検など



【基本施策② 地域の支え合い活動の推進】

障がい者福祉団体等が行う自主的な活動に対する支援を行うとともに、地域福祉計画、地域福祉活動計画等との連携を図りながら、自治会や民生委員児童委員、障がい者福祉団体、NPO法人、ボランティア団体などと支え合う地域づくりを推進します。

主な事業	内 容	主管課
地域福祉の支え合い組織の啓発・支援	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織の啓発と活動を支援します。	福祉総務課
障がい者福祉団体支援事業	障がい者が自立した地域生活を営めるよう援助する活動を行う障がい者及びその介護者による団体に対し助成金を交付し活動を支援します。	障がい福祉課
こころサポーター養成研修事業	自殺の現状や原因となる精神疾患についての知識、傾聴などの対応方法について学び、適切な相談窓口につなげることができる人材を養成します。	障がい福祉課
介護予防サポーター養成・育成事業	様々な介護予防活動を行う地域のリーダーを発掘・育成し、高齢者が健康で生き生きと生活できる地域づくりを推進します。	介護高齢課
健康いせはらサポーター養成事業	健康づくりを推進できる人材育成のために、養成講座及び研修会等の育成事業を実施します。	健康づくり課
子育てサポーター養成事業	子育て支援に関して、必要となる講義や実習を通じて、地域の子育て支援ボランティアである子育てサポーターを養成するとともに、現任サポーターのスキルアップ研修を継続して実施します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の支援を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
市民活動サポートセンターの運営	市民活動の推進を目的に、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動団体などの交流・連携を支援するとともに、打合せ場所の提供や印刷機の使用、複写機サービスを行います。	市民協働課（いせはら市民活動サポートセンター）

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参加を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

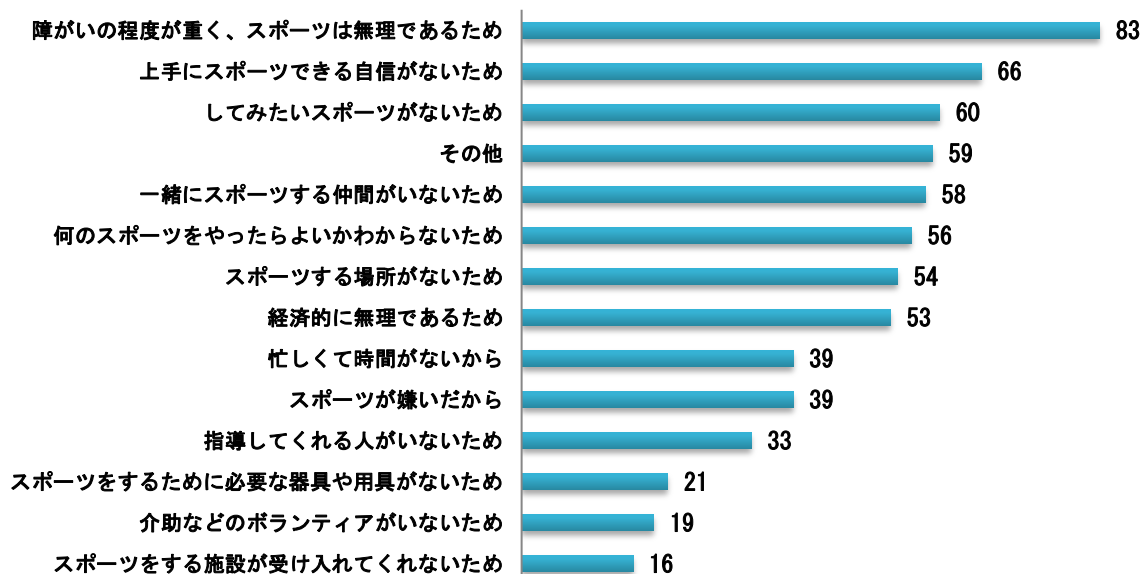
特に、重度の障がいや重複した障がいのある人や、視覚や聴覚に障がいのある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

今後も、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を充実させ、障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人同士や障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（障がい者）】

問28-1 スポーツをしていない理由は何ですか



前回調査時と変わらず「障がいの程度が重くスポーツは無理であるため」との回答が一番多かった。その他には「パニック発作があるため外出できない」、「人の目が気になる」、「障がいに対する配慮がないため利用できる施設がない」とのコメントもあり、スポーツへの関心はあるものの、身体面、環境面等によりできない状況があることが伺える。

【基本施策① 文化・芸術活動の推進】

障がい者が気軽に参加できるように、障がい者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障がい者のニーズに応じた文化・芸術活動を実施し、その情報提供及び参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内容	主管課
伊勢原観光道灌まつりにおける介助ボランティア等の配置	障がい者が伊勢原観光道灌まつりに参加できるように、介助ボランティア及び手話ボランティアを配置します。	障がい福祉課
福祉展の開催【再掲】	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課

【基本施策② レクリエーション・スポーツ等の推進】

障がい者が気軽に参加できるように、障がい者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障がい者のニーズに応じたレクリエーション・スポーツ等を実施し、多様な情報媒体を活用し、参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内容	主管課
障がい者スポーツ大会の実施【再掲】	市内在住の障がい者がスポーツ及びレクリエーションを通じ、健康の増進と相互の親睦を深めるとともに、障がい者に対する市民の理解と関心を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に実施します。	障がい福祉課
全国・県障がい者スポーツ大会への参加支援	国や県の障がい者スポーツ大会への参加を支援し、障がい者スポーツの振興を図ります。	障がい福祉課
障がい者スポーツ教室の実施	障がい者一人ひとりの体力・健康の維持増進を図り、運動・スポーツの素晴らしさを伝えながら、お互いの親交を深め、運動・スポーツ活動を日常生活に取り入れる機会を提供するため、障がい者スポーツ教室を実施します。	スポーツ課

【伊勢原市障がい者スポーツ大会の様子】

毎年9月に実施している障がい者スポーツ大会には、約400人が集まり、障がい者、協力ボランティアなど、参加者みんなでスポーツやレクレーションを楽しんでいます。競技内容については、障がい者が安全にかつ、参加者みんなが楽しめるように、企画段階から障がい当事者（当事者部会員）に入っただき、検討を行っています。



施策の方向3：防災・防犯・緊急時の支援体制の充実

●● 現状と課題 ●●

全ての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組や、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」のそれぞれが防災意識を高めておき、連携していくことが大切です。

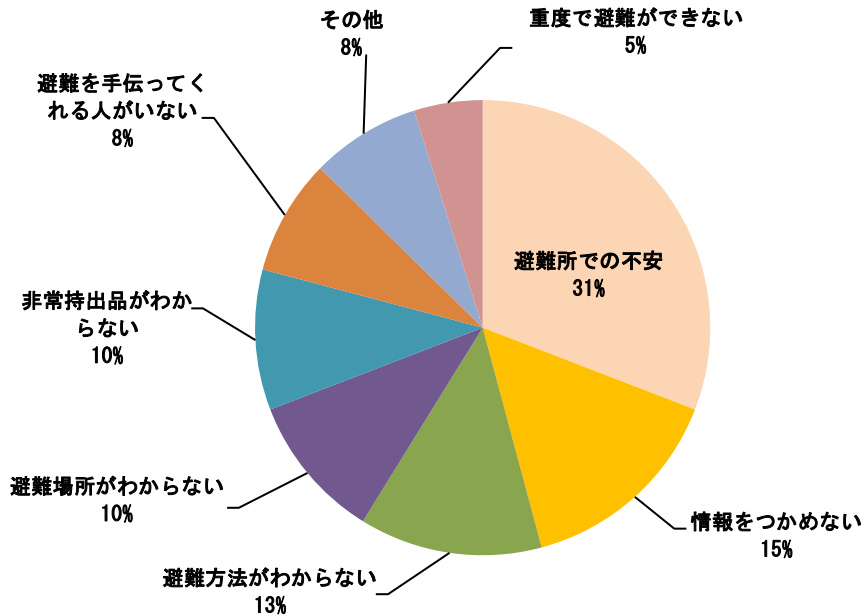
また、行政が災害時の初期対応体制を充実させるだけでなく、障がいのある人を含む、自力では避難することが困難な災害時要援護者の安否確認や円滑な避難支援には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

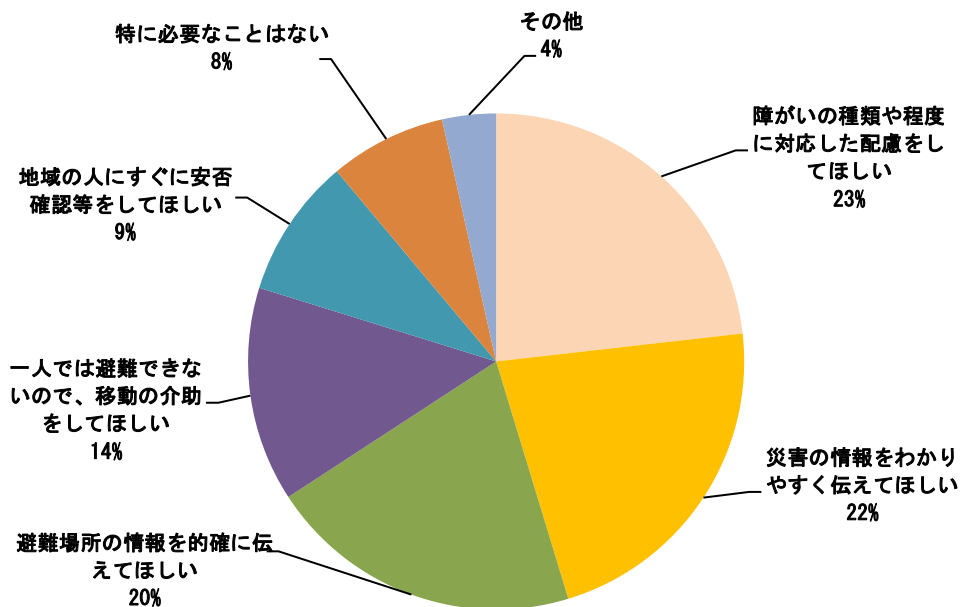
【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（障がい者）】

問 2 3 災害に対して特に不安に感じることは何ですか



問 2 4 災害で避難する場合にどのような支援をして欲しいですか



問 23「災害に対して特に不安に感じることは何か」については、31%が「避難所での不安」と回答しており、身体障がい者の回答が一番多く、次いで知的障がい者であった。

問 24「避難する場合にどのような支援をして欲しいか」については、前回調査時は「災害の情報をわかりやすく伝えて欲しい」が一番多かったが、今回は23%の人が「障害の種類や程度に対応した配慮をして欲しい」と回答しており、前回調査時より4.3ポイント増加している。

【基本施策① 防災・緊急時対策の推進】

災害が発生したときに自分では避難できない障がい者や、情報を得ることが難しい障がい者、また、対人関係が難しい障がい者等が迅速かつ適切に援護が実施されるよう情報伝達の確保を含めた支援体制の強化に努めます。

また、避難場所等において障がい者等が適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
災害時要援護者支援制度	災害が発生した際に、障がい者が地域住民による安否確認などの支援が受けられるよう体制整備を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
自主防災組織と民生委員児童委員への情報提供	災害時要援護者避難支援計画に基づき、自主防災組織代表と民生委員児童委員が協力し、要援護者に対して、災害情報の伝達や避難支援を行うため、要援護者の登録情報を提供することにより、平常時や発災時の支援体制を整備します。	福祉総務課
防災訓練等の実施	地域の防災力の向上を目指し、市民の防災意識の高揚、関係機関の連携強化を図るために、大規模災害が発生した場合を想定した実践的な防災訓練を実施します。	危機管理課
災害時の居場所づくり	災害時に広域避難所で過ごすことが困難な障がい者等が安全に安心して過ごすことができるように、障がい者等の利用に適している施設を避難所として確保します。	障がい福祉課 危機管理課
いせはらくらし安心メールの発信	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課 (交通防犯対策係)
緊急情報提供事業	聴覚障がい者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにより情報提供します。	障がい福祉課 消防署
緊急通報システムの設置	介護者が常時いない重度障がい者等の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。	障がい福祉課

主な事業	内 容	主管課
Net 119 緊急通報システム事業	聴覚や発語に障がいのある方が携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することができます。	障がい福祉課 消防署
地域福祉の支え合い組織の啓発・支援	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織の啓発と活動を支援します。	福祉総務課
いせはら救急安心キット	緊急時の連絡先や現在かかっている病気、かかりつけ医などの情報を記入した医療情報シートを専用ケースに入れ、冷蔵庫に保管することで、万が一の緊急時により迅速な救命活動を行う手助けとなるキットを配付します。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課

【基本施策② 防犯体制の充実】

地域ぐるみの防犯への取組を強化するとともに、判断能力が不十分な障がいのある人が、消費者トラブルにあわないよう啓発活動や相談事業の充実に努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市消費生活センター	契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルでお困りの人の相談を消費生活専門相談員がお受けし、問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。	人権・広聴相談課
いせはらくらし安心メールの発信【再掲】	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課 (交通防犯対策係)
Net 119 緊急通報システム事業【再掲】	聴覚や発語に障がいのある方が携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することができます。	障がい福祉課 消防署
地域防犯環境整備及び地域防犯活動推進事業	地域における防犯環境を整備することにより、犯罪の発生抑止や体感治安の向上を目指すとともに、地域防犯活動の充実にを図るため、防犯関係団体と連携した啓発活動を推進し、夜間のパトロールや児童の見守り活動を支援します。	市民協働課 (交通防犯対策係)

基本目標3

ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

施策の方向1：情報提供・相談体制の充実

●● 現状と課題 ●●

障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要になります。様々なサービスが用意されていますが、それらを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備が求められます。

障がいのある人にとって、必要な情報が必要なときに容易に、かつ、的確に得られることは、それぞれが必要とする支援やサービスを利用していく上での第一歩となるものであり、社会参加を促進していく上でも不可欠となるものです。

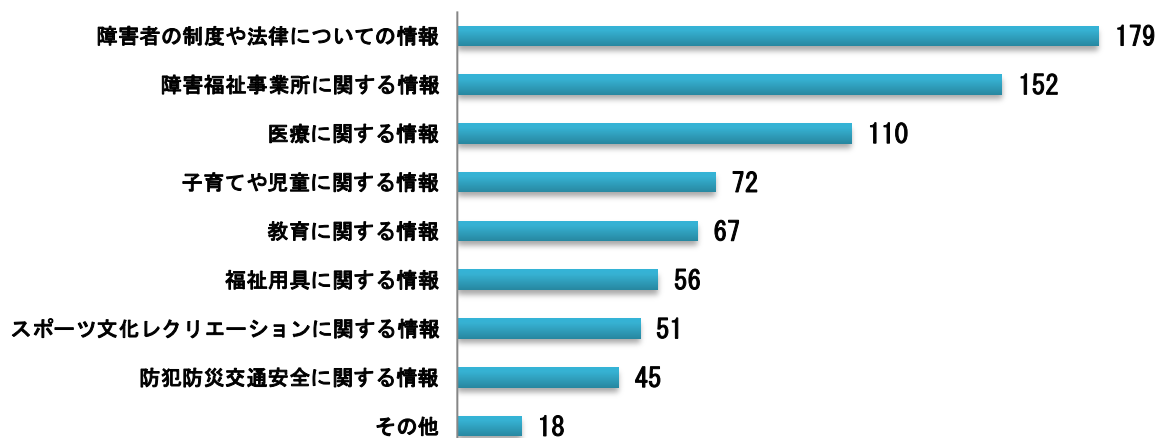
また情報提供に当たっては、障がいの特性や提供手段に配慮をする必要があります。特に、視覚障がいのある人や聴覚・言語障がいのある人等、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

障がいのある人やその家族が日常の様々な悩みや不安について身近なところで気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【障がい福祉サービス利用実態調査】

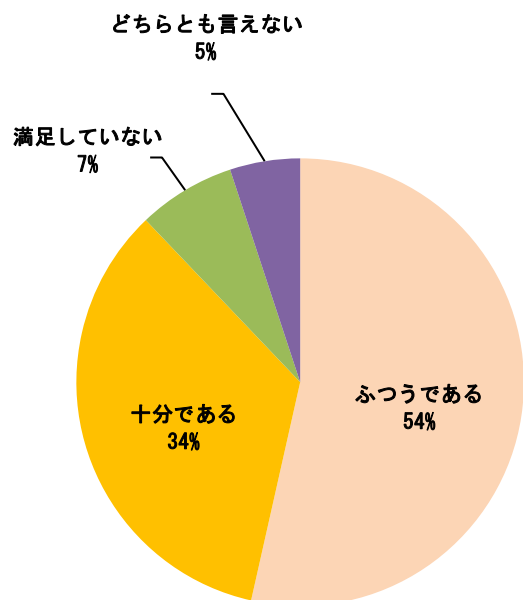
問17 どのような情報が不足していると感じますか



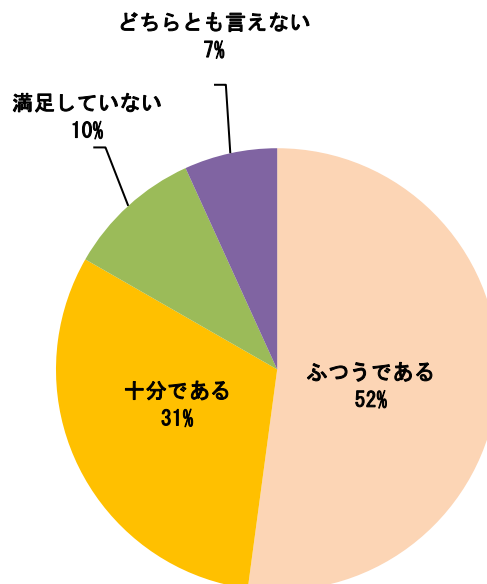
【障がい福祉サービス利用実態調査】

問 1 9 相談支援事業所について

(1) 情報提供を十分にしてくれるか



(4) 専門家の視点から助言や援助を十分にしてくれるか



市の広報や資料からの情報が多い中、ここ数年では相談支援事業所からの情報提供が増加している。相談支援事業所に関する問いについては、80%以上の方が相談支援事業所における対応について「満足」または「ふつう」との回答をしている。また「どのような情報が不足しているか」との問いには「障がいの制度」や「障がい福祉事業所」に関するものが多く、福祉サービスを利用する上での相談支援事業所における情報提供力が求められる。

【基本施策① 情報提供の充実】

障がいのある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供等による相互理解が必要です。そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図るとともに、情報のバリアフリー化を推進します。

情報提供体制については、情報を必要とする障がいのある人に適確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実を図ります。

また、市ホームページでは「情報バリアフリー」に配慮し、音声読みなど、視覚障がいのある人等にとって利用しやすい市公式サイトとなるよう、技術変化に対応した提供方法の充実を図ります。

さらに、聴覚障がい及び言語障がいのある人のためには、市が実施する講演会等について、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣し、又は配置し、障がい者の意思疎通を支援します。

主な事業	内 容	主管課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実【再掲】	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障がい福祉課
障がい福祉制度に関する情報提供の充実	障がい福祉制度について、理解が深められるよう制度案内の冊子の配付やホームページへの掲載等により情報提供を行います。	障がい福祉課
保健・福祉サービスメニューガイドの作成	保健・医療・福祉関係のガイドを作成し、地域住民や関係機関等への情報提供を行います。	福祉総務課
視覚障がい者点字翻訳等事業の実施	市から視覚障がい者等に対して発する通知文等を点字翻訳又は拡大文字により情報提供を行います。	障がい福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障がい福祉課
いせはらくらし安心メールの発信【再掲】	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課 (交通防犯対策係)
緊急情報提供事業【再掲】	聴覚障がい者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにより情報提供します。	障がい福祉課

【基本施策② 相談支援体制の充実】

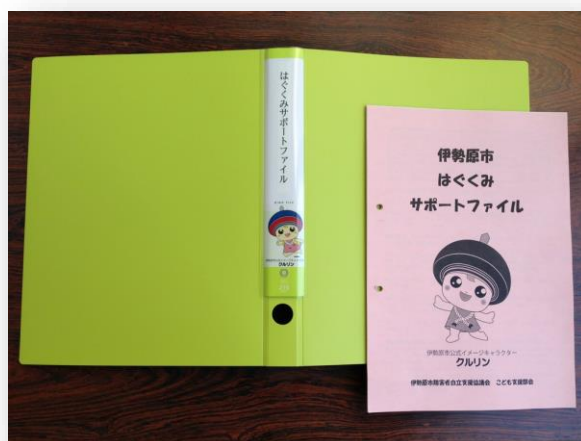
障がい者が様々なサービスや地域資源等を活用しながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、また、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるように、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に相談員等の資質向上、ケアマネジメントの充実等、地域における相談支援体制の強化を図ります。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
基幹相談支援センターの運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営や困難事例への対応等を行います。	障がい福祉課
福祉総合相談窓口の設置	福祉に関する総合的な相談窓口を設置し、必要な情報提供及び相談者からの相談内容に応じて担当部署や関係機関との調整を行います。	福祉総務課
地域包括支援センターの充実	高齢者への総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談体制の充実を図ります。	介護高齢課
発達相談等事業	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、早期相談・支援の提供に努めます。市内幼稚園、認定こども園及び保育所等に対して巡回相談を実施し、多様な発達の困難を抱える児童の対応について支援方針を協議します。発達相談を受けた親子を対象に発達相談フォロー教室を開催し、子どもの状態像の見極めと療育機関を利用するまでの待機中をフォローします。	子ども家庭相談課
就学相談事業	個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な教育の場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター

主な事業	内 容	主管課
教育相談事業	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。	教育センター
子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集うことのできる場所を提供し、子育てアドバイザー等との相談などを通じて、子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、親子相互の情報交換や仲間づくりを推進するため、地域の子育て支援拠点として「子育て支援センター」を設置・運営します。	子育て支援課
相談支援チームの設置・運営	個別に支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを設置し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
はぐくみサポートファイルの配付及び活用	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、 <u>ライフステージ</u> に応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障がい福祉課

【はぐくみサポートファイルについて】

保護者と関係機関で情報を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することを目的に、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会「こども支援部会」において「はぐくみサポートファイル」を作成し、平成26（2014）年2月から、配付を始めました。配付窓口は、障がい福祉課、子ども家庭相談課、子育て支援課、教育センターで、伊勢原市ホームページからも用紙をダウンロードできます。



施策の方向 2 : 地域生活を支えるサービスの充実

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が、地域で自立して、安心して生活していくためには、各種の在宅福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

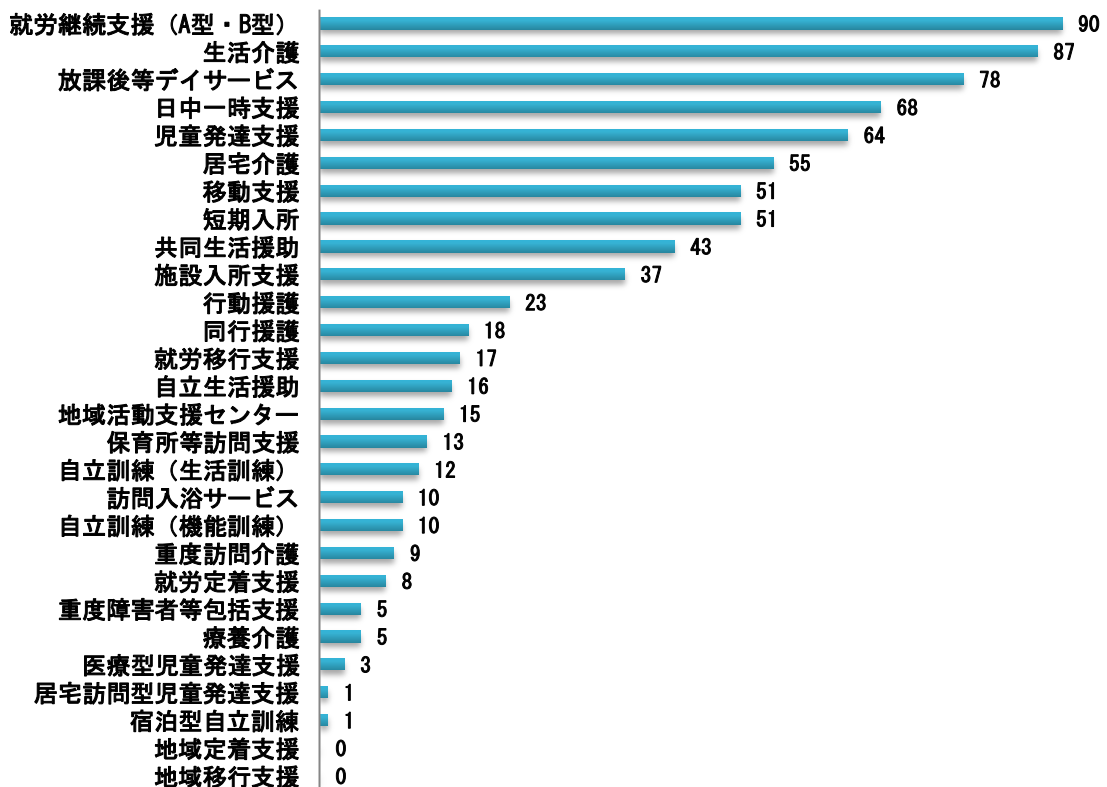
現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする障がいのある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づいた、各種在宅福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【障害福祉サービス利用実態調査】

問 1 2 障がい福祉サービスの利用状況



【障害福祉サービス利用実態調査での意見】

- ・制度が複雑でわかりにくい。
- ・市内の入所型施設の数が少ないので増やして欲しい。
- ・親亡き後が心配。グループホームも自分の事が出来きないためケアホーム型のグループホームが増えると安心です。
- ・自分の担当の相談員さんがいると安心して連絡しやすいです。
- ・国では地域での生活を推進していますが、医療的ケアがある障がい者は設備の整った施設入所が安心だと思います。
- ・障がい害間（家族）の交流の場が常設されている場があればいつでも立ち寄れて、もう少し交流の機会が広がると思います。

【基本施策① 地域生活支援サービスの充実】（障がい福祉計画）

障がい者等ができる限り、住み慣れた地域でその人らしく生活が送れるように、一人ひとりの状況やニーズに応じた各種サービスの提供体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
居宅生活支援 (訪問系サービス)	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)を提供します。	障がい福祉課
生活介護 (日中活動系サービス)	常に介護を必要とする障がい者に障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供します。	障がい福祉課
自立訓練 (日中活動系サービス)	自立した日常生活が送れるよう、一定期間身体機能や生活能力等向上のために必要な訓練を行います。	障がい福祉課
就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援(日中活動系サービス)	就労に必要な知識や能力の向上、職場探し等を通じて、一般就労への移行を支援し、就労後も定着できるよう支援を行います。	障がい福祉課
療養介護 (日中活動系サービス)	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障がい福祉課
短期入所 (日中活動系サービス)	介護者の疾病等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった障がい者に対し、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
自立生活援助 (居住系サービス)	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	障がい福祉課
共同生活援助 (居住系サービス)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。	障がい福祉課
施設入所支援 (居住系サービス)	入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
補装具費(交付・修理)の支給	障がいにより失った機能を補うための装具費(交付又は修理)を支給します。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障がい福祉課

主な事業	内 容	主管課
地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴することが困難な重度障がい者の方を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	障がい福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障がい福祉課
意思疎通支援事業【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障がい福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常生活及び交流活動等における支援者として、日常会話程度の表現技術を習得するため、手話奉仕員養成研修を実施します。	障がい福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業【再掲】	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
移動支援事業	障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	障がい福祉課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車輛の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
福祉タクシー利用券の交付	重度の障がい者がタクシーを利用する際、その費用の一部としてタクシー券を交付します。	障がい福祉課
自動車燃料費の助成	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障がい福祉課
自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用の一部を助成します。	障がい福祉課

主な事業	内 容	主管課
自動車運転訓練費の助成	身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。	障がい福祉課
重度障害者住宅設備改良費助成事業	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
障害児通所支援事業	障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障がい福祉課
家庭ごみふれあい収集	高齢者・障がい者世帯で自らごみ収集場所にごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯に対し、ごみ戸別収集に合わせ、安否確認を行います。	環境美化センター
<u>レスパイト</u> サービス事業	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障がい福祉課
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
まごころ配食サービス	家庭において食事の支度が困難な高齢者及び重度障がい者等に対し、配食サービスを行うことにより、低栄養状態などを改善し、安否確認を行います。	介護高齢課

【基本施策② 障がい児・発達に不安のある子どもの療育、保育、教育、福祉体制の充実】（障がい児福祉計画）

発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行います。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、一貫した支援を行うことができるよう、はぐくみサポートファイルを活用した療育・保育・教育・福祉等の関係機関との連携体制の強化及び一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障害者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
児童発達支援センターの管理運営	地域の障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）の管理運営を行います。	障がい福祉課
障害児通所支援事業【再掲】	障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障がい福祉課
レスパイトサービス事業【再掲】	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障がい福祉課
はぐくみサポートファイルの配付及び活用【再掲】	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、 <u>ライフステージ</u> に応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障がい福祉課

主な事業	内 容	主管課
発達相談等事業【再掲】	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、早期相談・支援の提供に努めます。市内幼稚園、認定こども園及び保育所等に対して巡回相談を実施し、多様な発達の困難を抱える児童の対応について支援方針を協議します。発達相談を受けた親子を対象に発達相談フォロー教室を開催し、子どもの状態像の見極めと療育機関を利用するまでの待機中をフォローします。	子ども家庭相談課
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合、保育所、幼稚園、認定こども園等で就学前児童の預かりを行います。	子ども育成課
保育所発達サポート事業	発達に遅れや心配のある児童を一定期間通所させ、入所児童と共に集団生活を送ることで、児童の段階的な発達を支援します。	子ども育成課
児童コミュニティクラブでの障がい児受入	入所を希望し、入所要件を満たす障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。	子ども育成課
幼児教育・保育施設に対する特別支援教育等補助	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設の設置者に対して運営費を助成します。	子ども育成課
就学相談事業【再掲】	個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な教育の場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター
教育相談事業【再掲】	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。	教育センター
相談支援チームの設置・運営【再掲】	特別な支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを組織し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
特別支援教育推進事業	市教育支援委員会を設置し、調査・審議・判定を行います。教職員を対象に、特別支援教育に関する研修を行います。	教育センター
特別支援教育環境整備事業	支援を必要とする児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。	教育センター

主な事業	内 容	主管課
通級指導教室推進事業	集団への適応や言葉の発達に課題のある児童が、学校生活に適応することができるよう、通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置して、児童・保護者並びに児童が在籍する学校を支援します。	教育センター
特別支援学級児童生徒就学支援事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成します。	学校教育課

【伊勢原市児童発達支援センター】

令和元年10月より、旧中央保育園跡地に「伊勢原市児童発達支援センター」を開所しました。

- 定員：30名（1クラス10名×3クラス編成）
- 開所日：月～金（相談支援は土曜日隔週開室）※給食・送迎あり
- 事業内容：児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児相談支援、基幹相談



【基本施策③ 就労への支援】

近年、民間企業の障がい者雇用は増加傾向にあります。障がい者の希望や特性にあった働き方を実現するため、障がい者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
伊勢原市障がい者インターンシップ事業	障がい者の就労意欲の向上及び職員の障がい者理解を深め、障がい者の就労可能な職域を開発することを目的に、市役所における障がい者インターンシップ事業を実施します。	障がい福祉課
就労移行支援事業所の設置促進	一般就労を希望する障がい者に対し、就労するに当たって必要な知識・能力の向上を図り、適性にあった企業等への就労に必要な相談、支援を行う就労移行支援事業所の設置促進を図ります。	障がい福祉課
障害者就業・生活支援センターとの連携	一般就労を希望する障がい者を支援するため、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労支援を行います。	障がい福祉課
障がい者雇用促進セミナーの開催	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会において、 <u>障害者雇用支援月間</u> （9月）に一般企業向け雇用促進セミナーを伊勢原市雇用促進協議会等と連携して開催します。	障がい福祉課 商工観光課
障害者雇用奨励補助金の交付	市内で1年以上継続して事業を営む中小企業で、市内に在住する障がい者を毎年6月1日時点で1年以上常用雇用している企業に、障がい者1人につき年額6万円を、5年間で限度に交付します。	商工観光課
伊勢原市ふるさとハローワークの運営	就業機会の拡大を図るため、就職を希望される方に対して就業相談や紹介等を実施し、また、職業能力開発のための講座等の紹介を行います。	商工観光課
小型家電リサイクル事業	市が収集した小型家電製品を就労継続支援B型事業所に無償で引き渡して解体し、その売却益を障がい者の工賃の増加につなげるなど、地域福祉の向上を目的として実施します。	環境美化センター
障害者優先調達推進法の推進	障がい者就労施設に就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を実現するために、行政等において、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。	障がい福祉課

【基本施策④ 外出への支援】

障がい者の外出の機会が多く、頻度も高くなっています。一人では外出できない障がい者にとって外出支援は欠かせないサービスです。障がい者等が社会生活を営む上で必要な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業及び重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）、福祉タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成等の施策を継続して実施するよう努めます。

主な事業	内 容	主管課
公共交通の <u>バリアフリー化</u> の推進	誰もが安全で円滑な移動環境を確保するため、バス事業者に対してノンステップバスの導入支援を行います。また、鉄道事業者に対して、駅施設等の更なる改善に向けた要請を行います。	都市政策課
音響式信号機の整備	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障がい福祉課 市民協働課 (交通防犯対策係)
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
移動支援事業【再掲】	個別的な支援が必要な障がい者の外出を支援します。	障がい福祉課
福祉有償運送	NPO、 <u>法人</u> や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者のために通院や通所等の送迎サービスを有償で行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）【再掲】	車いすやストレッチャーを利用する歩行困難な重度の身体障がい者等の移動手段の確保と、社会参加の促進を目的として、ハンディキャブを運行します。	障がい福祉課
福祉タクシー利用券の交付【再掲】	在宅の重度障がい者に福祉タクシー利用券を交付しています。	障がい福祉課
自動車燃料費の助成【再掲】	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障がい福祉課
自動車改造費の助成【再掲】	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用の一部を助成します。	障がい福祉課
自動車運転訓練費の助成【再掲】	身体障がい者が運転免許証を取得する場合の経費の一部を助成します。	障がい福祉課
各種割引制度の周知・活用	鉄道やバス、有料道路の割引など民間の割引制度を周知します。	障がい福祉課

【基本施策⑤ 経済的自立への支援】

障がい者の経済的自立を促進するために、障がい者の就労支援施策の充実を図るとともに、経済的負担を軽減する施策を継続実施するよう努めます。

主な事業	内容	主管課
障害者福祉手当	市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。	障がい福祉課
在宅重度障害者介護手当	在宅の重度障がい者を介護する家庭に手当を支給します。	障がい福祉課
特別支援学校在学者福祉手当	特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。	障がい福祉課
神奈川県在宅重度障害者等手当	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に手当を支給します。	障がい福祉課 神奈川県
神奈川県心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している方が、掛け金を払い込み、扶養している方が死亡等した場合に、障がい者に年金を支給します。	障がい福祉課 神奈川県
特別児童扶養手当	政令で定める一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童について、福祉の増進を図ることを目的として、手当の支給をします。	障がい福祉課 神奈川県
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）に手当を支給します。	障がい福祉課 厚生労働省
障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に手当を支給します。	障がい福祉課 厚生労働省
障害基礎年金	障がい基礎年金受給による生活基盤の確保を図るため、年金機構との連携により相談及び申請書を受け付け、申請書等を年金機構へ進達します。	保険年金課 障がい福祉課
外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金	外国籍市民障がい者に福祉給付金を支給します。	障がい福祉課
障害者通所交通費の助成	身体・知的・精神障がい者施設等に通所する障がい者に交通費の一部を助成します。	障がい福祉課
障害者グループホーム家賃助成補助金	障がい者グループホームに居住する障がい者の家賃の一部をグループホームに補助します。	障がい福祉課

※各手当は支給要件に該当される方に支給されます。

●● 現状と課題 ●●

適切な治療を必要とする人とその家族が身近な地域で必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。特に、医療的ケアが必要な障がい者は、看護師の配置や設備がないため障がい福祉サービス等が利用できず、家族による対応が求められ、介護負担が大きくなっているのが現状です。保健・医療・福祉・保育・教育等、関係機関との密接な連携による支援体制の充実が必要です。

【基本施策① 保健・医療の充実】

難病や医療的ケアの必要な障がい者等に対し、医療的ケアに関するコーディネーターを含めた相談支援体制の強化を図るとともに、日中活動の場の確保や、短期入所等福祉サービスが利用できるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受入体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障がい福祉課
湘南西部あんしんネット事業	重症心身障がい者等で、通常の短期入所を利用するのが困難な方が利用できます。	障がい福祉課
乳幼児の健康診査の充実	乳幼児の心身の健全な発育と発達の確認、疾病異常や虫歯の早期発見及び予防等を行うため、各年齢において健康診査や健康相談を実施することより、乳幼児の健康維持や増進を図ります。	子育て支援課
重度障がい者医療費助成事業	重度障がい者が医療機関を受診した場合の保険対象医療費の自己負担分を助成します。	障がい福祉課

主な事業	内 容	主管課
自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	身体障がい児者が、治療することによって障がいの程度が軽くなると期待できる医療を受けた場合に、治療費の一部を負担します。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院医療）給付事業	精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合の治療費の一部を負担します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

基本目標4

バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

施策の方向1：暮らしの場の確立

●● 現状と課題 ●●

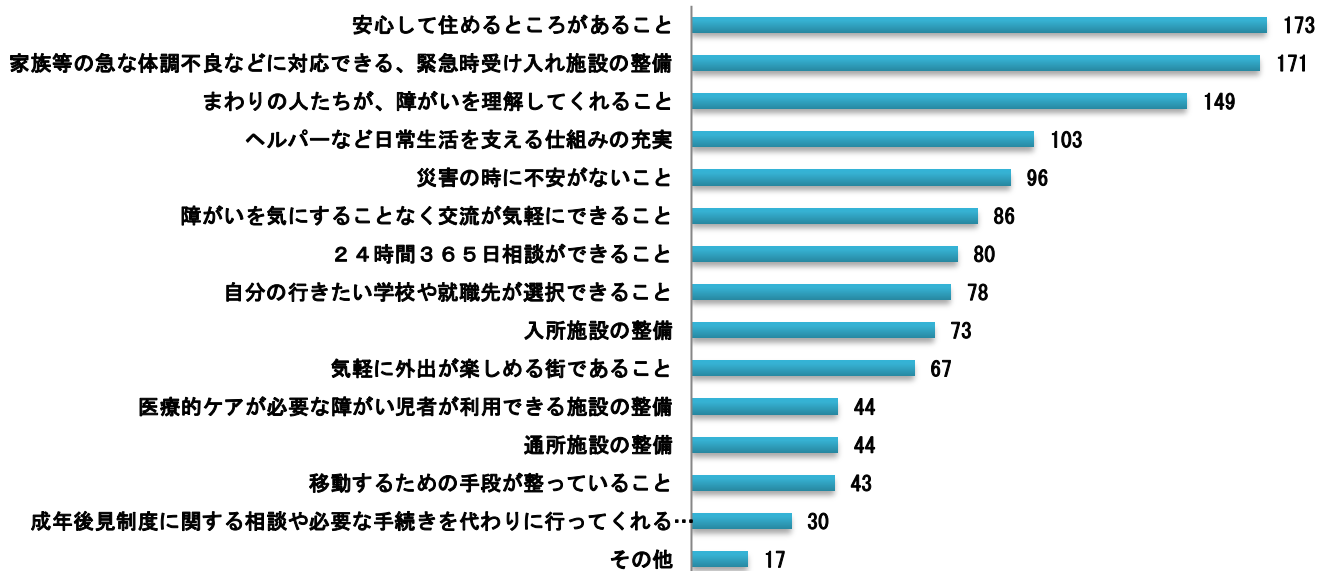
障がいのある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

障がい者のグループホームの設置数は増加していますが、重度化、高齢化など多様な障がい特性に対応した居住の場の選択肢を確保できるよう、更なるグループホームの整備を推進することが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【障害福祉サービス利用実態調査での意見】

問36 これからの生活でとくに重要だと考えることは何ですか



<アンケート意見>

- ・将来、グループホームや入所施設で暮らす可能性が高いので、市内にたくさんの施設が増えてくれることを切に願っています。
- ・地域で生活するための場所（グループホームなど）の整備の充実

【基本施策① 住まいの場の整備】

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、バリアフリー化に必要な住宅改修等の費用の助成を実施します。

また、障がい者等の地域における生活の場となるグループホーム等の設置を促進します。

主な事業	内 容	主管課
重度障害者住宅設備改良費助成事業【再掲】	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業	新規にグループホームを設置する場合にそろえる調度品等の費用の一部を助成します。	障がい福祉課
住宅改修費（介護保険制度）	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合、費用の一部を支給します。	介護高齢課

【基本施策② 障がい者施設の整備】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受入体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
障害福祉サービス事業所の設置促進	市内の障がい者のニーズをとらえ、事業所を運営する法人等に設置を促すとともに、新たな事業主体の参入を支援します。	障がい福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業【再掲】	新規にグループホームを設置する場合にそろえる調度品等の費用の一部を助成します。	障がい福祉課

施策の方向 2 : 福祉のまちづくりの推進

●● 現状と課題 ●●

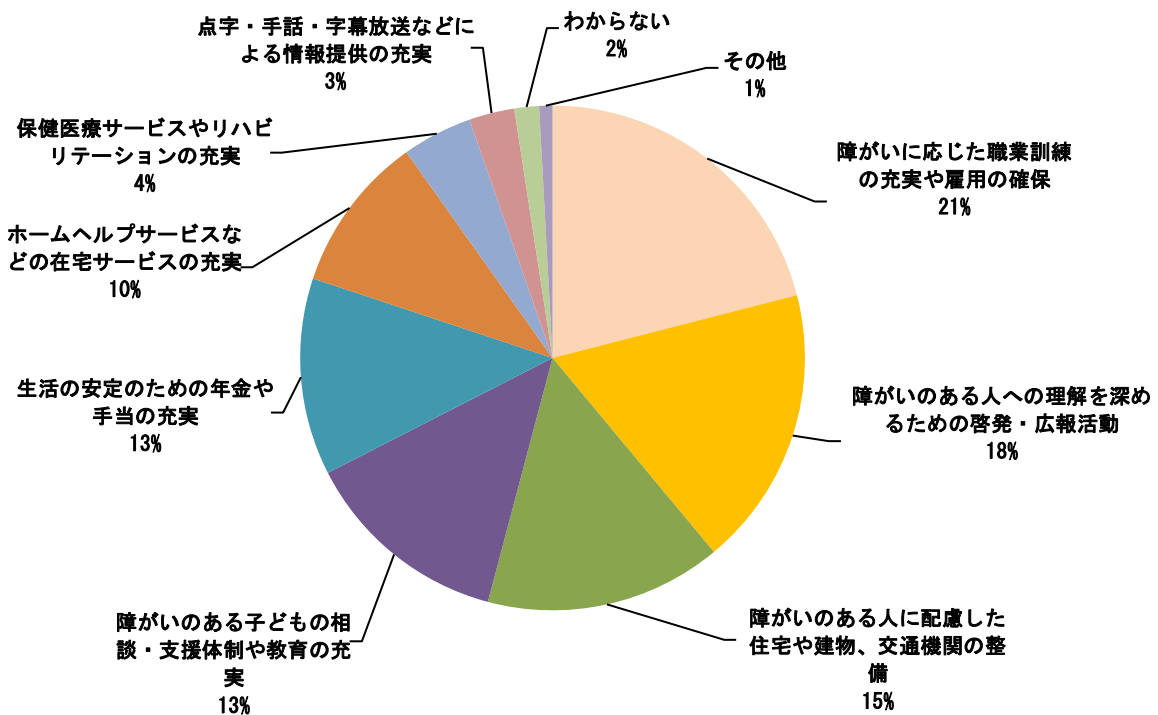
近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった反面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えています。

すべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できるよう、高齢者や障がい者等の意見を反映させたバリアフリーの一層の推進（ソフト面、ハード面を一体としたまちづくりの推進）を図ることが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（一般市民）】

問 10 国や地方公共団体がもっとも力を入れる必要があると思うものは何か

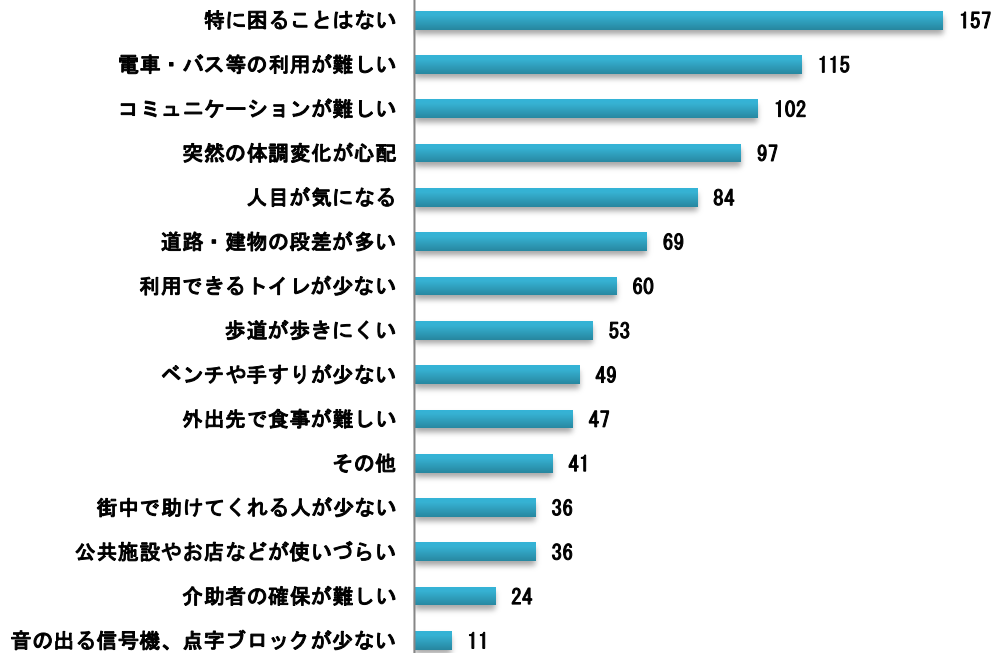


※その他

- ・障がい者に対するの犯罪行為の重罰化
- ・障がい教育
- ・偏見や差別のいち早い解消
- ・ユニバーサル化および社会保障制度の整備
- ・ボランティアの育成
- ・社会的弱者を生み出さない誰もが住み良い生活づくり

【市民意識調査（障がい当事者）】

問18 外出するときに困ることはありますか



前回の調査時も「特に困ることはない」が一番多い回答ではあったが、次いで「突然の体調変化が心配」「電車、バス等の利用が難しい」「道路、建物の段差が多い」「歩道が歩きにくい」の順であったのが、今回の調査においては「電車、バス等の利用が難しい」「コミュニケーションが難しい」「突然の体調変化が心配」「人目が気になる」の順となり、ハード面というよりは、ソフト面に対する不安、心配の意見が多かった。



平成30年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会当事者部会において、まちづくり点検を実施しました。「蓋がガタガタして振動を強く感じる」「集水蓋の形状がいい」など障がい特性によって感じ方にも違いがありました。引き続き、当事者と一緒にバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進を図って参ります。

【基本施策① 利用しやすい施設づくり】

障がいのある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、高齢者や障がい者等の意見を反映させた駅や集会場等公共的施設の建築物等の整備を推進します。

主な事業	内 容	主管課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	主要公共施設のバリアフリー化の改修がおおむね完了しているため、その他の既存施設について、改修や改築に合わせてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	福祉総務課
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導	障がい者や高齢者などが、自由に移動して社会参加できるよう、市開発事業事前協議申請時において、県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした県との協議を指導します。	福祉総務課

【基本施策② 道路交通環境の整備】

障がいのある人が安全に市内を移動できるよう、高齢者や障がい者等の意見を反映させた道路交通・環境の整備を推進します。

主な事業	内 容	主管課
公共交通のバリアフリー化の推進【再掲】	誰もが安全で円滑な移動環境を確保するため、バス事業者に対してノンステップバスの導入支援を行います。また、鉄道事業者に対して、駅施設等の更なる改善に向けた要請を行います。	都市政策課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への改善	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や本市が管理する市道の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう歩行空間のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	道路整備課
音響式信号機の整備【再掲】	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障がい福祉課 市民協働課 (交通防犯対策係)

第5章

障がい福祉計画 障がい児福祉計画

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国が示した基本指針に即して、障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにしていきます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サ

ービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- 上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障がい

種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2

障がい福祉計画 (障害福祉サービス等の見込量と確保策)

1：福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設入所者の地域生活への移行について、目標値を設定します。

<国の基本指針>

令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。

目標値は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、令和5年度末施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【現状】

平成29年度から令和元年度までで、福祉施設入所から地域生活へ移行した人数は1人です。しかしながら、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【目標値】

国の基本指針を基に福祉施設入所者への地域生活への移行を推進する一方で、在宅生活が困難な障がい者の入所利用のニーズもあるため、令和5年度末における入所者数を90人とし、全体では4人の削減を目指します。

項目	数値	考え方
現入所者数	94 人	令和元年度末時点の入所者数 (A)
目標年度入所者数	90 人	令和5年度末時点の利用見込 (B)
令和5年度末までの目標値 (削減見込数)	4 人	(A)-(B)=(C)
	4.3 %	(A)の1.6%以上の削減
令和5年度末までの目標値 (地域移行数)	4 人	地域移行者数 (D)
	4.2 %	(D)/(A) 6%以上

2：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる社会を目指すために目標値を設定します。

<国の基本指針>

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的連携による支援体制を構築するため、次の活動指標を設定する。

- 1 協議の場の1年間の開催回数の見込み
- 2 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者の見込み
- 3 協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み

【現状】

入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、長期にわたって入院している患者の退院促進を目指しているが、退院後の受け皿となる社会資源の整備が十分に追いついていないのが現状です。

【目標値】

「伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会（精神障がい者支援部会）」を具体的な協議の場として位置づけ、保健・医療・福祉関係者等との重層的な連携のもと、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

項目		数値	考え方
協議の場の1年間の開催回数の見込み		2回	「伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会・精神障がい者支援部会」を中心として、協議を行うこととする。
協議の場の参加者（機関）数		8人	
保健	1人		
医療（精神科）	—		
医療（精神科以外）（訪問看護ステーション含む）	—		
福祉（通所施設・相談支援事業所等）	5人		
介護（居宅介護事業所等）	—		
当事者及び家族	—		
行政	2人		
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		2回	

参考：都道府県における目標設定

- 1 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする
- 2 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の削減
令和5年度末における長期入院患者
- 3 精神病床における早期退院率
 - ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にする
 - ・入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上にする
 - ・入院後1年時点の退院率を92%以上にする

3：地域生活支援拠点等の整備

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後など将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の整備が重要であると考えます。

<国の基本指針>

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【現状】

障がい者のニーズの把握、障がい福祉サービス等の利用、継続的なモニタリング評価等、ライフステージに応じた切れ目のない総合的なマネジメントを行うためには、「基幹相談支援センター」を中心とした相談支援体制のあり方が大きなポイントとなり、現在その役割を行政が担っている。

【目標値】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において協議研究等を重ね、令和5年度までに「基幹相談支援センター」が中心となり、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を構築し、多岐にわたる障害福祉サービス等を総合的かつ継続的にコーディネートする地域生活支援拠点を整備します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	各市町村又は各圏域に1箇所
検証及び検討の実施回数	3回	年1回以上

4：福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

- ・就労移行支援事業 → 令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業 → " 1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業 → " 1.23倍以上

【現状】

令和元年版障害者白書では、民間企業に雇用される障がい者数が15年連続で過去最高を更新していること、中でも精神障がい者の雇用者数の伸び率大きかったとの報告があります。

また、本市に住む障がい者で福祉施設から一般就労へ移行した人数は、平成29年度16人、平成30年度23人、令和元年度25人と増加しており、今後更に定着支援への取組の重要性が高まっています。

【目標値】

障がいのある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を送るための基盤として就労支援は重要であるため、生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	25人	令和元年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数	32人	令和5年度中において、福祉施設を退所して、一般就労する人の数（約1.27倍）
就労移行支援事業所の一般就労移行者数	23人	令和元年度（17人）実績の1.30倍以上
就労継続支援A型の一般就労移行者数	2人	令和元年度実績（0人）の概ね1.26倍以上
就労継続支援B型の一般就労移行者数	7人	令和元年度実績（6人）の概ね1.23倍以上

②就労定着支援事業の利用者数

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援について目標値を設定します。

<国の基本指針>

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【現状】

就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者が利用するものであり、令和元年度施設を退所して一般就労した人数25人中、就労定着支援事業を利用した人数は6人（2.4割）であった。

【目標値】

就労定着支援サービスを提供し、一般就労への定着を目指します。

項目	数値	考え方
令和5年度中の一般就労移行者数	32人	令和5年度中において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	23人	一般就労への移行者のうち7割以上

③就労定着支援事業の就労定着率

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援事業所の就労定着率について目標値を設定します。

<国の基本指針>

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【現状】

市内に就労定着支援事業所は1カ所あり、令和元年度までの就労定着支援利用者3名中、令和元年度末時点で3名が就労定着している。

【目標値】

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援事業所の就労定着率 7 割以上を目指します。

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	事業所数	全体割合	事業所数	全体割合	事業所数	全体割合
就労定着支援事業所の定着率 8 割以上の事業所数	1	70%	1	70%	1	70%

5：相談支援体制の充実・強化（新規）

相談支援体制に関して、検証、評価を行い、各種機能の更なる強化、充実に向けて検討を行います。

<国の基本指針>

相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。（基幹相談支援センター等で実施）

【現状】

相談支援事業所は、平成 29 年度 1 カ所、平成 30 年度 1 カ所、令和元年度 2 カ所が新設され、現在 15 カ所（相談支援専門員数 26 人）となっている。しかし、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できないことが多くなっている。

【目標値】

基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制に関する検証、評価を行い、相談支援専門員の人材確保及び育成に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。

6：障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であるための体制を構築します。

<国の基本指針>

市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和五年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【現状】

基幹相談支援センターを市直営で運営しており、障害支援区分の認定調査の実施、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（障害児支援計画）の確認等、サービスが適切に提供されているかどうか確認を行っている。

【目標値】

サービス提供事業所からの請求データの点検及び運営指導等が適切に行えるよう、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に参加するなど、担当職員の資質向上に努めます。

項目	数値	考え方
【目標値】 市職員を対象とする研修等の参加者数	1人	令和5年度中の市職員の研修参加者数

7：障害福祉サービス等の見込み

障害福祉サービスごとに、平成29年度から令和2年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和5年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

「人分」・・・月間の利用人数

① 訪問系サービス

1 居宅介護

身体、知的、精神障がいのある人や障がいのある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護の他、外出の際の移動支援等を総合的に行います。

3 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

4 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

5 重度障害者等包括支援

居宅介護を始めとする福祉サービスの包括的支援で、常に介護を必要とする人が対象です。

【現況】

訪問系サービスの利用人数には、大きな変動はありません。

【利用実績】**<訪問系サービスの1か月当たりの利用実績>**

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	117	1,524	118	1,623	128	1,746	130	1,667
重度訪問介護	2	692	1	690	1	690	1	690
同行援護	26	599	30	556	29	505	35	486
行動援護	4	29	4	86	6	96	6	126
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
計	149	2,844	153	2,955	164	3,037	172	2,969

【見込量】**<訪問系サービスの1か月当たりの見込量>**

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	132	1,755	134	1,782	136	1,808
重度訪問介護	1	690	1	690	1	690
同行援護	35	623	36	640	37	658
行動援護	6	126	6	126	6	126
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	174	3,194	177	3,238	180	3,282

【見込量の考え方及び方策】

利用実績を基に利用人数を見込み、居宅介護は一人当たり月13.3時間、同行援護は一人当たり月17.8時間、行動援護は一人当たり月21時間利用するとして算出しています。

訪問系サービスの利用人数に大きな変動はありませんが、サービスの内容により、介護保険サービスには相当するものがない同行援護等の利用など、介護保険サービスと併わせて利用する65歳以上の障がい者も含まれており、高齢化に伴い、利用ニーズが拡大することも考えられます。また、行動援護の利用希望も増加していることもあり、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

【現況】

常に介護が必要な障がい者の日中活動の場として需要があります。

【利用実績】

<生活介護の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	180	3,525	176	3,461	185	3,647	192	3,654

【見込量】

<生活介護の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	195	3,900	198	3,960	201	4,020

【見込量の考え方及び方策】

生活介護は、日中活動の場として利用ニーズが高く、過去の実績から、単年度3人ずつの増加及び一人当たり月20日利用するとして算出しています。

生活介護の利用人数は増加傾向にあり、特に医療的ケアに対応できる事業者が不足しています。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが身近な地域において提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活が出来るよう、一定期間身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（機能訓練）の利用者は、主に身体障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	3	14	3	48	6	69	5	22

【見込量】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	5	50	5	50	5	50

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度 5 人、一人当たり月 10 日利用するとして算出しています。

市内に事業所がなく、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることから、現状を維持していきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活が送れるよう、一定期間生活能力等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（生活訓練）の利用者は、主に知的障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	4	50	4	76	5	92	6	90

【見込量】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	5	100	5	100	5	100

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度5人、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

市内に事業所がないことから、近隣市の事業所を利用していますが、今後は地域で生活するために必要な訓練として、地域移行を推進する上で重要になることから、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

エ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

市内の2カ所の事業所及び近隣市の事業所を利用する人も多く、民間企業の雇用率も増加傾向にあることから、就労移行支援事業の利用ニーズは一定数あり、またサービスの性質上、長期の利用はなく入れ替わりの利用となると考えられているため、大きな変動はありません。

【利用実績】 <就労移行支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	40	744	35	642	32	493	21	349

【見込量】 <就労移行支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	32	544	33	561	34	578

【見込量の考え方及び方策】

就労移行支援は、一般就労への移行における重要な役割を踏まえる事業として、また民間企業の雇用の増加傾向を考え、単年度1人ずつの増加、一人当たり月17日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

市内の3カ所の事業所及び近隣市の事業所を利用する人も多く、また一般就労への移行者もいることから利用人数に大きな変動はありません。

【利用実績】 <就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	23	436	27	533	24	456	25	443

【見込量】 <就労継続支援（A型）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	25	500	25	500	25	500

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（A型）事業は、一般就労への移行を踏まえ、利用人数は大きな変動はないことから、単年度25人、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、働く場所を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

日中活動系サービスの中で一番利用人数が多いサービスであり、年々増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	183	3,466	208	3,331	216	3,452	213	3,516

【見込量】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	216	3,456	219	3,504	222	3,552

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（B型）は、利用人数が増加傾向にある中、一般就労への移行を踏まえ、単年度3人ずつの増加、一人当たり月16日利用するとして算出しています。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において利用状況や事業所の動向を把握し、就労意欲に応える体制づくり及び工賃向上を図るための受注の拡大等の促進を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

キ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

【現況】

平成30年度からの新たに始まった事業であり、市内の1カ所の事業所及び近隣市の事業所を利用する人も多く、増加傾向にあります。

【利用実績】 **＜就労定着支援の1か月当たりの利用実績＞**

内 容	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労定着支援	12		17		18	

【見込量】 **＜就労定着支援の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労定着支援	21		24		27	

【見込量の考え方及び方策】

福祉施設から一般就労の移行者数よりその後の定着支援利用者数を勘案し、単年度3人ずつ増加するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ク 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【現況】

医療機関での支援のため事業所数が限られていることから、療養介護の利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 **＜療養介護の1か月当たりの利用実績＞**

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	16	14	13	12

【見込量】 **＜療養介護の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	13	13	13

【見込量の考え方及び方策】

療養介護は、利用ニーズを考え、単年度13人として算出しています。

医療機関でのサービス提供であるため、医療機関と連携を図りながら、利用者に応じた適切なサービス提供ができるよう、サービス量の確保及びサービスの提供体制の整備に努めます。

ケ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

短期入所の利用人数には、大きな変動はありません。

【利用実績】

<短期入所の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所 (福祉型)	35	162	56	321	46	272	35	212
(医療型)	5	42	1	7	2	13	2	7
合 計	40	204	57	328	48	285	37	219

【見込量】

<短期入所の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所 (福祉型)	43	301	43	301	43	301
(医療型)	2	14	2	14	2	14
合 計	45	315	45	315	45	315

【見込量の考え方及び方策】

短期入所は、利用人数の大幅な増加はみられませんが、介護者のレスパイトや緊急時の利用、また、潜在的なニーズを踏まえ、1ヶ月当たりの利用者数を福祉型が43人、医療型が2人、一人当たり月7日利用するとして算出しています。

短期入所については利用者のニーズを見極め、迅速かつ円滑な利用が促進できるよう、事業者と連携していきます。また、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

③ 居住系サービス

ア 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、一人暮らしを希望する場合、一定期間、定期的な巡回訪問や必要な情報提供や助言等を行います。

【現況】

平成30年度からの新たに始まった事業であり、サービスを担う事業者が本市にはなく、また近隣市にも1カ所しかいないため利用実績はありません。

【利用実績】

<自立生活援助の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月
自立生活援助	0	0	0

【利用実績】

<自立生活援助の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人分/月	人分/月	人分/月
自立生活援助	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

障がい者支援施設やグループホーム等を退所し、一人暮らしに移行した人等が地域で安心した生活を継続するために、地域移行支援、地域定着支援との一体的なサービス提供が必要と考えられるため、同様の人数が利用するものとして算出します。

このサービスは地域生活への移行を推進するため、重要なサービスとして考えられているため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【現況】

平成30年度に事業所が市内に2カ所新設され、近隣市においてもグループホームの設置が進んだことより、利用人数が年々増加傾向にあります。

【利用実績】**＜共同生活援助の1か月当たりの利用実績＞**

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 (グループホーム)	95	96	102	103

【見込量】**＜共同生活援助の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 (グループホーム)	106	109	112

【見込量の考え方及び方策】

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設、精神科病院からの地域移行を推進する上で重要な施策であり、利用人数は着実に増加しています。また、今後日中サービス支援型の共同生活援助（グループホーム）の施設整備が進むことが予想されるため、単年度3人ずつの増加で算出しています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、低所得の人への家賃助成やグループホーム新設事業者への設備費の一部補助等、サービスの提供体制の整備に努めます。

ウ 施設入所支援

入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

平成29年度から令和元年度までに、福祉施設入所からの地域生活へ移行した人数は1人です。しかしながら、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【利用実績】**＜施設入所支援の1か月当たりの利用実績＞**

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	87	93	94	93

【見込量】

＜施設入所支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	92	91	90

【見込量の考え方及び方策】

本人の利用意向を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行や、地域での定着を支援するとともに、福祉施設への入所支援の必要な人も含め、単年度1人ずつ減少するものとして算出しています。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24年度から障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に対してサービス等利用計画が作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。しかしながら、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できない等の状況があります。

【利用実績】

＜計画相談支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	215	213	226	218

【見込量】

＜計画相談支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	221	224	227

【見込量の考え方及び方策】

計画相談支援は、令和2年度の見込みを基に、単年度3人ずつ増加するものとして算出しています。

計画相談支援は、障がい者本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現する上で重要な役割を担っています。伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、相談支援専門員一人当たりの相談対応件数の適正化を図り、相談件数に応じた相談支援専門員を確保するなど、一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

イ 地域移行支援

現在、入院、福祉施設へ入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。

【現況】

地域移行支援の利用実績はありません。

【利用実績】 <地域移行支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	0	0	0	0

【見込量】 <地域移行支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

地域移行支援については、福祉施設からの退所や病院からの退院を支援し、地域移行を進める上で大きな役割を担っています。利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ウ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性で起きた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【現況】

地域定着支援の利用実績はありません。

【利用実績】 <地域定着支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	0	0	0	0

【見込量】 <地域定着支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が、地域で安心した生活を継続するためには、地域移行支援との一体的な利用が必要と考えられるため、地域移行支援で見込む人数全員が利用するものとして算出しています。

利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、適切にサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

6：地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

平成29年度から令和2年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和5年度までを予測して、1年間の目標数値を設定しています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人についての関心と正しい理解を深めるため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等と共に障がい者の生活状況等を把握し、「障がい者週間」を始め、様々な機会を通じて研修及び普及・啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動について助成金を交付する等の支援を行います。

③ 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を開催します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

本市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員等を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居に支援が必要な障がい者について、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度の利用が有効な知的障がい者又は精神障がい者等に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

資力の有無にかかわらず、成年後見制度を必要としている方に適切な支援ができるよう、法人として後見人に就任します。

【利用実績】

<相談支援事業の年間利用実績>

内 容		単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	12	14	15	14
	基幹相談支援センター 設置	実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業		実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	3	6	7	10

【見込量】

<相談支援事業の年間見込量>

内 容		単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	15	16	17
	基幹相談支援センター 設置	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	13	16	19

【見込量の考え方及び方策】

障がい者相談支援事業は、包括的役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に、関係機関とのネットワークの強化及び相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、成年後見制度利用支援事業については、判断能力が十分ではない障がい者が、地域で適切な支援が受けられるよう制度周知を図るとともに、権利擁護体制の強化を図ります。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口配置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。

【利用実績】

＜意思疎通支援事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	35	30	39	34
	延件数	304	230	248	107
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1

【見込量】

＜意思疎通支援事業の年間見込量＞

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	39	39	39
	延件数	260	260	260
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

手話通訳者、要約筆記者の派遣についてのコーディネートを行い、サービスの向上に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の人材確保及び必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 日常生活用具給付事業

主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

＜日常生活用具の種類＞

ア 介護訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッドなど

イ 自立生活支援用具

入浴補助用具・頭部保護帽・移動、移乗支援用具・T字状、棒状の杖・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障がい者用屋内信号装置など

ウ 在宅療養等支援用具

透析液加温器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（音声式）など

エ 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・人工咽頭・点字図書など

オ 排泄管理支援用具

ストマ用装具・収尿器

カ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作補助用具

【利用実績】 <日常生活用具給付事業の年間給付件数実績>

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
介護訓練支援用具	9	9	12	9
自立生活支援用具	24	14	19	13
在宅療養等支援用具	22	19	25	27
情報・意思疎通支援用具	31	20	37	15
排泄管理支援用具	1,799	1,903	2,008	2,145
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1

【見込量】 <日常生活用具給付事業の年間給付件数見込量>

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練支援用具	11	11	11
自立生活支援用具	19	19	19
在宅療養等支援用具	23	23	23
情報・意思疎通支援用具	25	25	25
排泄管理支援用具	2,205	2,265	2,325
居宅生活動作補助用具	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

直腸・ぼうこう機能障がい者の増加に伴い、排泄管理支援用具の給付件数が増加しており、今後も増加するものとして算出しています。それ以外の用具については、おおむね現状どおりの給付件数で算出しています。引き続き、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話を必要とする聴覚障がい者の意思疎通支援を充実するため、手話奉仕員養成研修を実施します。

【利用実績】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者実績>

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
手話奉仕員養成研修事業	16	24	35	0

※養成講座未実施

【利用見込】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者見込量>

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成研修事業	20	20	20

【見込量の考え方及び方策】

日常会話程度の表現技能を習得し、日常生活及び交流活動等における支援者、理解者を地域に増やすことを目的に行います。単年度20人として研修修了者を算出し、引き続き計画的な手話奉仕員養成研修を実施します。

⑦ 移動支援事業

障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【利用実績】 <移動支援事業の年間実績>

内 容	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
移動支援事業	実利用人数	116	126	124	117
	延利用時間	7,298	7,868	7,322	4,380

【利用見込】 <移動支援事業の年間見込量>

内 容	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用人数	125	126	127
	延利用時間	7,500	7,560	7,620

【見込量の考え方及び方策】

利用人数は大幅な変動がないため、単年度1人ずつの増加、一人当たり月5時間利用するとして算出しています。

地域における障がい者の社会参加の促進を支援するため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑧ 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。

【利用実績】

＜地域活動支援センターの年間利用実績＞

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3	3
	実利用者数	48	46	49	46
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	6	7	4	5
	実利用者数	9	10	9	9

【利用見込】

＜地域活動支援センターの年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3
	実利用者数	46	46	46
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	5	5	5
	実利用者数	9	9	9

【見込量の考え方及び方策】

地域活動支援センターは、障害福祉サービスへの移行も想定されますが、現在の利用実績を維持するものとし算出して、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助の継続に努めます。

⑨ 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な重度障がい者を対象に、訪問による入浴サービスを提供します。

【利用実績】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
訪問入浴サービス事業	実利用人数	15	16	18	17
	延利用回数	817	991	1,289	1,643

【見込量】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	18	19	20
	延利用回数	1,728	1,824	1,920

【見込量の考え方及び方策】

訪問入浴サービスは、単年度 1 人ずつの増加、一人当たり月 8 回利用するとして算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。

【利用実績】

＜日中一時支援事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
日中一時支援事業	実利用人数	187	191	192	199
	延利用回数	14,815	15,650	15,570	10,763

【利用見込】

＜日中一時支援事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用人数	202	205	208
	延利用回数	14,544	14,760	14,976

【見込量の考え方及び方策】

利用人数は年々増加傾向にあるため、単年度3人ずつの増加、一人当たり月6日利用するとして算出しています。

今後は、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受入体制も含め、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑪ 社会参加促進事業

ア 点字、声の広報等発行事業

視覚障がい者が地域生活をするために必要な情報を提供できるよう、広報紙等の点訳、音声訳等を定期的に行います。

【利用実績】

＜点字、声の広報等発行事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	31	26	25	25
	発行回数	23	23	23	23

【利用見込】

＜点字、声の広報等発行事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	25	25	25
	発行回数	23	23	23

【見込量の考え方及び方策】

点字、声の広報等発行事業は、「広報いせはら」を「点訳広報」又は「声の広報」として作成し、年間23回対象者へ配付しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

イ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。

【利用実績】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	0	0	0	0

【利用見込】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

自動車運転免許取得費用は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度1人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

ウ 自動車改造費の助成

身体障がい者が自ら所有し、又は運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。

【利用実績】 <自動車改造費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
自動車改造費の助成	実利用人数	2	3	4	1

【利用見込】 <自動車改造費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車改造費の助成	実利用人数	3	3	3

【見込量の考え方及び方策】

自動車改造費の助成は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度3人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

エ 重度障がい者移送サービス事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。

【利用実績】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用実績>

内 容	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
重度障がい者移送サービス事業	延利用回数	572	643	654	660

【利用見込】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障がい者移送サービス事業	延利用回数	660	660	660

【見込量の考え方及び方策】

福祉有償運送事業が定着してきていますが、リフト付きハンディキャブ（やまどり号）の利用ニーズは高いため、引き続き委託を継続し、移動の支援を行います。

3

障がい児福祉計画 (障害児通所支援等の見込量と確保策)

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、成人に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。また障がい等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な配慮を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

1：児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

令和元年10月に設置した「伊勢原市児童発達支援センター」を中核とし、障がい児（難聴児含む）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県、特別支援学校等との連携強化を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供でき、また保育所等訪問支援等がよりスムーズに利用できるような支援体制を確保します。

<国の基本指針>

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2：重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

現在市内には主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は2事業所、放課後等デイサービスは1事業所と少ないため、近隣市や日中一時支援等他サービスも利用しています。

医療的ケアの対応ができる看護師等の人材が不足している状況を踏まえ、重症心身障がい児が身近な地域で安心してサービスが受けられるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

3：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、湘南西部保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業（重心医療的ケア支援ネットワーク会議）と連携を図り、支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において協議を行うとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

<国の基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

4：発達障がい者等に対する支援（新規）

発達障がい等の早期発見、早期支援には、保護者等も含めた支援が重要です。身近な地域において相談及び支援が受けられる環境を整えるとともに、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわ A（エース）と連携し、ペアレントトレーニングプログラムを提供するなど、支援体制の確保に努めます。

<国の基本指針>

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

5：障害児通所支援等サービス等の見込み

障害児通所支援サービスごとに、平成29年度から令和2年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和5年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

ア 障害児通所支援

未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行っています。

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

2 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

3 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

4 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児のうち、障害児通所支援を利用するための外出の困難な障がい児に対して、発達支援を行うサービスを提供します。

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

重度の障がい等の状態にある医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【現況】

令和元年10月に市内に児童発達支援センターが設置されたことにより、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援事業所が新設されました。その他市内に児童発達支援事業所が平成30年度に1カ所、放課後等デイサービス事業所は平成30年度に1カ所、令和元年度に1カ所、保育所等訪問支援事業所が令和元年度に1カ所新設され、それに伴い利用者も増加しています。

【利用実績】

＜障害児通所支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
児童発達支援	180	994	198	1,156	208	1,264	218	1,562
放課後等デイサービス	208	2,811	224	1,916	229	1,756	267	2,761
保育所等訪問支援	2	2	3	5	1	1	3	6
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	—	—	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		—		0		0		0

【見込量】

＜障害児通所支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
児童発達支援	223	1,561	228	1,596	233	1,631
放課後等デイサービス	275	2,200	283	2,264	291	2,328
保育所等訪問支援	4	8	5	10	6	12
医療型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
居宅訪問型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		0		0		1

【見込量の考え方及び方策】

- 1 児童発達支援は、発達（療育）相談からサービス利用につながる場合が多く、年々相談件数が増加傾向にあるため、単年度5人ずつ増加、一人当たり月7日利用するとして算出しています。
- 2 放課後等デイサービスは、利用人数が増加傾向にあることから単年度8人ずつ増加、一人当たり月8日利用するとして算出しています。

- 3 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問した専門職支援であり、単年度1人ずつ増加、一人当たり月2日利用するとして算出しています。
- 4 医療型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 5 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 6 地域支援拠点等整備との整合を図り算出しています。

障害児通所支援を利用する人数は着実に増加しており、障害児通所支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れながら、総合的な形での支援を実践していくことが重要であると考えます。

発達の段階に応じた適切なサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24年度から、障害児通所支援サービスを利用する全ての児童に対して障害児支援利用計画を作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。

【利用実績】

<障害児相談支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	155	190	217	222

【見込量】

<障害児相談支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	227	232	237

【見込量の考え方及び方策】

障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の利用人数の実績を基に単年度5人ずつ増加するとして算出しています。

障害児相談支援は、障がい児本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において、切れ目のない支援を実現することが重要です。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

(1) 市内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、市内の推進体制の充実に努めます。

また、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域の支援体制の強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして、一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を活用し、市内の障がい福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

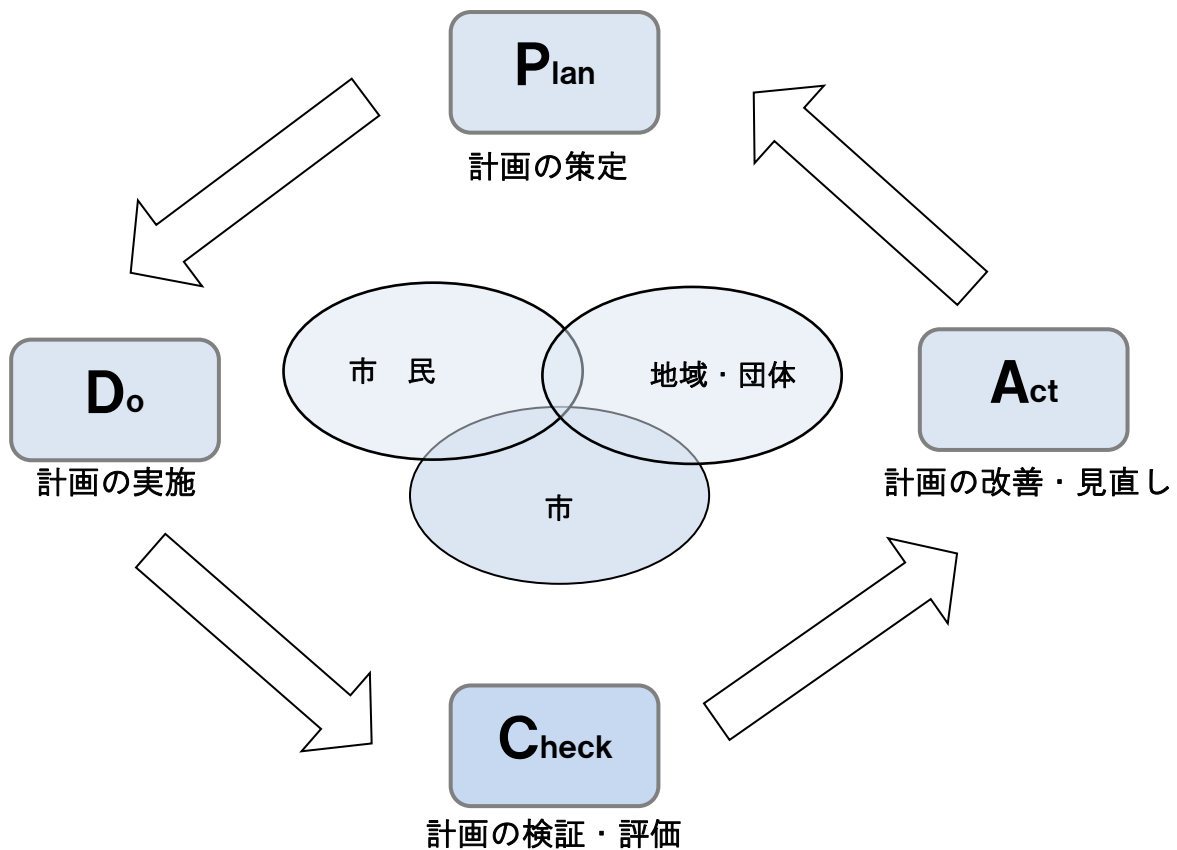
(1) PDCAサイクルについて

「PDCAサイクル」とは、様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくためにとても重要です。

そのため、作成した計画については、進捗状況を把握するだけでなく、検証・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していく必要があります。

■PDCAサイクルのイメージ図



(2) 計画の検証と評価

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に対して、事業の実績等、取組状況を報告していきます。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会での議論を踏まえた上で、意見を集約し、検証・評価を行います。

その評価を受け、庁内において、事業の見直しを含めて検討を行い、年度ごとに評価をまとめます。

まとめた評価については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に報告するとともに、ホームページに公開します。

資料編



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱
(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うことにより、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくることを目的として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び課題の情報共有
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (4) 法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び法第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (7) その他障害福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者支援施設者又は障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害者関係団体
- (8) 障害者等又はその家族
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

2 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(企画運営会議)

第9条 次の事項について協議するため、企画運営会議を置くことができる。

(1) 協議会運営に関すること。

(2) 専門部会の活動内容の把握及び課題等の情報共有

(3) 計画案の策定、その他計画案の策定に必要な事項に関すること。

2 企画運営会議の委員は、第5条第1項の会長及び副会長並びに、前条第1項の部会長をもって組織する。

3 企画運営会議は、会長が召集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び専門部会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の取扱いについて、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）の趣旨を十分尊重し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会、専門部会及び企画運営会議の庶務は、伊勢原市障害福祉主管課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿
(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

区分		団体名	委員名
学識経験者	1	東海大学健康学部健康マネジメント学科	准教授 菅野 和恵
相談支援事業所	2	(社福)常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	マネージャー 千葉 高史
	3	(NPO法人)かでの湘南	総合施設長 喜多 祐荘
福祉サービス提供事業所	4	(社福)緑友会 みどり園	施設長 新實 正樹
	5	会長 (社福)緑友会 つくし	施設長 平田 栄孝
	6	(社福)至泉会 すこやか園	園長 藤原 雄三
	7	(社福)さくらの家福祉農園 障がいサポート コールラビ	所長 勝田 俊一
	8	(社福)かながわ共同会秦野精華園	総合施設長 永井 清光
	9	(社福)伊勢原市社会福祉協議会	常務理事(兼)事務局長 吉野 富夫
医療・保健関係	10	平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健予防課長 磯崎 夫美子
教育・雇用関係	11	県立伊勢原養護学校	総括教諭 吉垣 知子
	12	県立平塚養護学校	総括教諭 神尾 恵
	13	平塚公共職業安定所	統括職業指導官 小島 和彦
	14	神奈川能力開発センター	所長 山本 長史
	15	(社福)進和学園 障がい者就業・生活支援センター サンティ	センター長 山崎 健太郎
企業	16	伊勢原市雇用促進協議会	会長 小島 利春
障がい者関係団体	17	伊勢原市身体障害者福祉協会	会長 仁藤 三男
	18	副会長 (社福)伊勢原市手をつなぐ育成会	理事長 大杉 あや子
	19	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会	長谷川 幸子
	20	伊勢原市精神障がい者を支える事業所連絡会	会長 綿貫 眞知子
行政関係	21	子ども家庭相談課	課長 岡村 純一
	22	障がい福祉課	課長 鎮目 光章

<専門部会>

相談支援部会	22	(社福)至泉会 しせん相談室	相談支援専門員 矢野 健作
権利擁護部会	23	(NPO法人)かでの湘南 相談支援 和	所長 喜多 祐荘
こども支援部会	24	(NPO法人) リオフィールド 伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	施設長 小木 淳一
災害時支援部会	25	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会 地域作業所 ドリーム	所長 小淵 文隆
精神障がい者支援部会	26	(NPO法人)未来 みらい伊勢原	施設長 山田 千尋
就労支援部会	27	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会 地域作業所 ドリーム	支援員 長尾 拓哉
当事者部会	28	伊勢原市身体障害者福祉協会	視覚障がい当事者 早乙女 松男
事務局	29	障がい福祉課	係長 平井 礼子
	30	障がい福祉課	副主幹 新堀 しのぶ

計画策定の経過

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

第1回社会福祉審議会

日時 令和2年10月27日(火) 午後2時～3時30分

場所 伊勢原市役所 議会全員協議会室

参加人数 15人

1 報告事項

- (1) 第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第8期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

第2回社会福祉審議会

日時 令和2年11月24日(火) 午後3時～4時30分

場所 伊勢原市役所 議会全員協議会室

参加人数 12人

1 報告事項

- (1) 第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第8期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

第3回社会福祉審議会

日時 令和3年2月 日() ※未定

場所

参加人数 人

1 報告事項

- (1) 第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第8期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 令和2年7月7日(火) 午後2時～3時30分

場所 伊勢原市役所 2C会議室

参加人数 27人

- 1 令和2年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組及び協議内容について
- 2 専門部会の活動報告について
- 3 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について
- 4 湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 令和2年12月11日(金) 午前10時～11時30分

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 24人

- 1 各専門部会の取り組みについて
- 2 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)について
- 3 第2回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 令和3年2月8日(月) 午後2時～4時 ※予定

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 〇〇人

- 1 各専門部会の取り組みについて
- 2 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)について
- 3 令和2年度相談支援事業について
- 4 第3回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

(3) 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会企画運営会議

第1回企画運営会議

日時 令和2年11月17日(火) 午前9時30分～11時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 12人

- 1 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)について
- 2 各専門部会の取組について
- 3 その他

第2回企画運営会議

日時 令和3年1月26日(火) 午後2時～4時 ※予定

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 〇〇人

- 1 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)について
- 2 各専門部会の取組について
- 3 その他

用語解説

あ行

◎インクルーシブ教育

インクルーシブ教育は、障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方。平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示された。

◎NPO 法人

特定非営利組織のこと。Non Profit Organization（ノ・プロフィット・オーガニゼーション）の略。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織のこと。

か行

◎基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

◎ケアマネジメント

障がい者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。

◎権利擁護

自己の権利を主張することが困難な障がい者等の権利を守るために、ニーズを自ら表明することを支援し、または代弁すること。

さ行

◎サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

障害福祉サービス（障害児通所支援）を適切に利用することができるよう、障がい者（児）のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）が作成する。

◎障害者雇用支援月間

昭和23年8月のヘレンケラー女史の日本訪問を機に、労働省（当時）は9月1日から7日までを「身体障害者職業更生週間」と定めた。その後、昭和38年から9月を「障害者雇用促進月間」と定め、平成16年からは「障害者雇用支援月間」に名称変更され、全国的に様々な啓発・支援活動が行われている。

◎障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定めた。

◎法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。平成30年4月からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められます。なお、障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

◎障害者白書

障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障がい者のために講じた施策の概況について明らかにしているもの。

◎自立支援医療（精神通院）医療

公費負担医療のひとつ。精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

◎相談支援専門員

障がい者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援業務を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。

た行

◎特定医療費

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち厚生労働大臣が定める疾患をさす。指定難病とも称される。

な行

◎ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。

は行

◎パブリックコメント

「意見公募」と言い換えることができる。行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法。

◎バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

ま行

◎民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

◎モニタリング

ケアマネジメントの一過程。支援計画に照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。モニタリングされた事項は、支援チームにおいて評価され、必要に応じて支援計画の変更を検討する。

や行

◎ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

◎ライフステージ

人の発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れ、これをライフステージ（発達段階）と呼んでいる。一般に、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分している。

◎レスパイト

障がい者（児）の親や家族を一時的に障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

 伊勢原市／保健福祉部 障がい福祉課

神奈川県伊勢原市田中348番地 〒259-1188 Tel 0463-94-4721 Fax 0463-95-7612

ISEHARA CITY 348 Tanaka, Isehara, Kanagawa, 259-1188 Japan Tel 0463-94-4711 Fax 0463-95-7612



伊勢原市公営イメージキャラクター
クルリン